

# 『朝野群載』卷二十六 校訂と註釈 (二)

朝野群載研究会

## 本文編

### ①班符続文

班符續文

民部省

勘申攝津國校田・授口帳下否事

右官宣、件國校田・授口帳下否之由、宜勘申者。檢文簿、去應徳元年十月十三日同官下省、同年十月廿日校田・授口帳下主稅寮、同月廿八日續勘文進省、同年十一月五日副授口帳下主計寮既畢。仍勘申。

康和元年十二月十日 少録中原

少丞橘

### ②班符国解

班符國解

山城國雜掌秦成安解 申請 官裁事

請被因准傍例、被下 宣旨於所司、班符未下間、暫置勘出、勘済前司任終長保三、當任同四五寛弘元、并四箇年租帳狀

右謹檢案内、此國校田・授口帳、令勘造、進官已了。即請官省外題、欲勘済之處、主稅寮勘返云、班符未下之間、租帳非蒙 宣旨、輒難勘済者。雜掌徒抱公文、辛苦寮底。望請 官裁。被下 宣旨於所司、班符未下間、暫置勘出、件年々租帳、將省公文之煩。仍録事狀、謹解。

寛弘二年十二月十三日 山城國雜掌秦成安

### ③班符宣旨

班符宣旨付省奉行

應班符未下間、暫置勘出、勘済前司橘朝臣為仲任終延久四、當任同五、承保元二三、承曆元二三并八箇年租帳事

右得越後雜掌秦成安去七月十日解狀備、謹檢案内、此國校田授口帳、合期勘造、進官已了。爰相待報符之間、空送年月。方今件租帳、請官

省外題勘濟之處、主稅寮勘返云、班符未下之間、租帳非蒙 宣旨、輒難勘濟者。雜掌徒抱公文、辛苦寮底。望請 官裁。因准先例、被下宣旨於所司、班符未下之間、暫置勘出、勘濟件々租帳、將省勘濟公文之煩者。權左中辨大江朝臣匡房傳宣、權中納言源朝臣經信宣、依請者。

承曆四年十月三日 右少史小野

奉行 少錄紀行職申同年同月十四日

大輔藤原朝臣 大丞藤原

權大輔源朝臣 菅原

少輔源朝臣 少丞藤原

#### ⑭雜米免除國解

雜米免除國解

尾張國司解 申請 天裁事

請殊蒙 天裁、因准傍例被免除去永久三年雜米抄帳狀

右謹檢案内、去永久三年十二月十六日任彼國守。着任之後、殊廻治術、調庸租稅辨備已畢。爰前司守高階為遠朝臣任、得替之後、雖濟公事、不遂勘濟、其身卒去。然而八箇年官物、遂辨進之由、雖載不與解由狀、依不請惣返抄、難知其濟否。隨亦欲勘濟之處、所司勘發云、前司任終年雜米抄帳、非蒙 宣旨、輒難勘除者、何依前吏之不勤、更為後司之停滯哉。如斯之國、隨申請旨、多蒙裁許、先蹤已存。望請 天裁。因准傍例、被免除件雜米抄帳者、將省難濟之煩。仍勒奉狀、謹解。

元永二年十二月 日 正六位上行大目大原真人

右少辨從五位上兼行守源朝臣

權守從五位下藤原朝臣

從五位下行笨博士兼介三善朝臣

#### ⑮雜米免除宣旨

同雜米免除宣旨付省奉行

應免除尾張國去永久貳年雜米抄帳事

右得彼國守源朝臣師俊今月十二日奏狀稱、謹檢案内、去永久三年十二月十六日任彼國守。着任之後、殊廻治術、調庸租稅辨濟已畢。爰前司守高階為遠朝臣得替之後、雖濟公事、不遂勘濟、其身卒。然而今年官物遂可弁濟之由、雖載不與解狀、依不請惣返抄、難知其弁否。隨亦欲勘濟之處、所司勘發、前司任終年雜米抄帳、非蒙 宣旨、輒難勘除者、何依前吏之不勤、更為後司停滯哉。如斯之間、隨申請旨、多蒙裁許、先蹤已存。望請 天裁。因准傍例、被免除件雜米抄帳者、將省難濟之煩者、左少弁藤原朝臣實光傳宣、權中納言藤原朝臣宗忠宣、奉 勅、除年料米之外、依請者。

元永二年十二月廿九日 左大史小槻宿祢奉

奉行 小錄紀宣重申同年同月同日

大輔源朝臣 大丞藤原在判

權大輔源朝臣 藤原

小輔藤原朝臣未到 小丞藤原

#### ⑯主計寮越勘続文

越勘續文四通主計・主稅

主計寮

勘山城國申請越勘前前司守藤原朝臣伊家任終承保三、次守源朝臣公

網任承曆元二三、并四箇年公文事

右官宣、件國申請前司守藤原朝臣伊家任終承保三、次守源朝臣公綱任承曆元二三并四箇年公文濟否之由、宜勘申者。件年年帳、未勘。仍勘申。

永保三年 月 日

竿師菅野

權少允紀

頭兼紀伊守小槻宿禰

權少屬紀

### ⑰主稅寮勘文

主稅寮解由續文如何

勘前美作介從五位下橘朝臣則隆解由事

右官宣、件則隆任中稅帳勘濟不足之由、宜勘申者。檢案内、前司任終長保五年、當任寬弘二三并四ヶ年稅帳未勘畢。仍勘申。

寬弘五年十二月廿九日 少屬秦連理

權少允

### ⑱主計寮越勘続文

主計寮

勘前出羽守橘朝臣行房任帳未勘事

右官宣、件行房任帳勘否之由、宜勘申者。檢文簿、前前司守源兼長任終天喜五、次守源濟賴任康平元二三四五、次守高橋明賴任治曆四、次守大江親經任延久元二三四五、并十二箇年帳未勘。仍勘申。

承曆四年十二月廿二日

竿師菅野

小允兼中宮大屬安倍

頭兼竿博士紀伊守小槻宿禰

大屬樺井

### ⑲主稅寮越勘続文

主稅寮

勘出羽國解文事

請殊蒙 天恩因准傍例被下

宣旨所司、越勘前前司源兼長任終天喜

五、次守源濟賴任康平元二三四五、次守高橋明賴任治曆四、次守大

江親經任延久元二三四五、并十二箇年公文狀

右官宣、件國申請、兼長・濟賴・明賴・親經等任中公文勘濟不足。明

宜勘申者。檢案内、源兼長任終天喜五、次守源濟賴任康平元二三四五、

次守明賴任治曆四、次守大江親經任延久元二三四五、并十二箇年稅帳

未勘弁。仍勘申。

承曆四年十二月十三日

竿師惟宗

權少允神服

權少屬息長

### ⑳越勘宣旨

越勘宣旨二通

應越勘隱岐國前々司藤原朝臣親通任終寬弘六、次守藤原朝臣實雅任

同七八長和元并四箇年公文事

右彼國去九月十日奏狀備、謹檢案内、前々司實雅朝臣以寬弘七年正月拜任、以長和三年正月得替解任。任中公文未勘。仍雖加催、空送八箇年、遂無心勘濟。抑諸國公文勘畢有期、格條已存。何況、得替之後二箇年。此内可勘公文之由、新制是重。憲法不全、如忘朝章。爰、時重

任中、調庸殊勵忠節、追年究濟。而、依前々司實雅懈怠、更可失當任之殊功。望請 天裁。因准傍例、被下 宣旨於諸國司、將越勘件年公文者。右中弁藤原朝臣章信傳宣、權大納言藤原朝臣賴宗宣、奉 勅依

請者。

治安元年十二月十六日

左大史坂合部奉

辨

⑳越勘宣旨

應令越勘前司平維盛任終康平五、次守源成任同六七治曆元二、次守藤原季經任同三四延久元并八箇年公文事

右得前駿河守正五位下平朝臣昌綱去十月廿八日奏狀稱、謹檢案内、此國凋弊難治之境、其一也。而莅境之始、強廻治術、調庸租稅合期進濟。當任公文之處、前司依懈怠、忘當任之勤。如此國、前司未勘時、蒙越勘宣旨、勘濟公文、先跡已存、不遑毛舉。望請天恩。因准傍例、被下宣旨於所司、越勘件々公文者。左少弁藤原朝臣通俊傳宣、權中納言源朝臣資綱宣、奉勅依請者。

承保二年十二月廿日 右少史惟宗

奉

㉑越勘解文

越勘國解

出羽國司解 申請 官裁事

請殊蒙天恩、因准傍例、被下宣旨所司、越勘前司源兼長任終天喜伍、次守源濟賴任康平元二三四五、次守高橋明賴任治曆四、次守大江親經任延久元二三四五并拾貳箇年公文狀

右謹檢案内、行房者承保二年潤四月七日、拜任當國守。着任之後、殊廻治略、調庸租稅、任中進濟。今擬勘濟公文之處、件四代吏類雖相催、徒送年月、無心勘濟。因茲所司勘發云、非蒙宣旨、輒難越勘者。合期之勤、可致乖違。何依前吏之懈怠、空失當任之勤節哉。望請天恩。

因准傍例、被下宣旨於所司、越勘彼年年公文者、將勤當任勘濟之煩矣。仍注事狀、謹解。

承曆三年七月三日 目闕

從五位下行守橘朝臣 掾闕

介闕

註釈編

①班符続文

班符續文

民部省

勘申攝津國校田<sup>1)</sup>・授口帳下否事<sup>2)</sup>

右官宣、件國校田・授口帳下否之由、宜勘申者。檢文簿、去應德元年十月十三日同官下省、同年十月廿日校田・授口帳下主稅寮、同月廿八日續勘文進省、同年十一月五日副授口帳下主計寮既畢。仍勘申。

康和元年十二月十日 少録中原

少丞橘

【校訂註】

- (1) 田…「由」「田」と朱傍書(伴)
- (2) 授…「校」(葉)
- (3) 口…脱「口」を補(紅)
- (4) 否…「杏」「否」と傍書(伴)
- (5) 去…「吉」(紅)、「言」「去」と傍書(伴)

- (6) 授口…脱〔授口〕を補(東)  
 (7) 副…〔制〕〔副〕と傍書(伴)

【書き下し】

班符続文

民部省

撰津国校田・授口帳を下すや否やを勘申する事

右官宣すらく、件の国の校田・授口帳を下すや否やの由、宜しく勘申すべし、てへり。文簿を検するに、去る応徳元年十月十三日同官省に下し、同年十月廿日校田・授口帳主税寮に下し、同月廿八日勘文を続ぎ省に進らせ、同年十一月五日授口帳を副へ主計寮に下すこと既に畢ぬ。仍て勘申す。

康和元年十二月十日 少録中原

少丞橘

【註】

- (1) 班符 諸国からの校田結果の言上を受けて、太政官が下す班給を許可する官符。延喜式では「報符」の名で現れる。
- (2) 校田・授口帳 校田帳と授口帳の総称。校田帳は各国の総田数や田種別の田数を記した帳簿、授口帳は授田すべき戸口数を男女別に記載した帳簿と考えられる(三谷芳幸「律令国家と校班田」『律令国家と土地支配』吉川弘文館、二〇一三、初出二〇〇九)。
- (3) 文簿 記録などを書きとどめるための帳面。記録簿。帳簿。官司ごとに存在したと推測され、ここでは民部省に保管されていた記録簿であると考えられる。

- (4) 少録中原 未詳。  
 (5) 少丞橘 未詳。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は、撰津国の国司の租帳勘済手続きにおいて、同国から進上された校田帳・授口帳が民部省勘会を経たか否かを太政官が民部省に下問し、民部省がその勘申結果を報告した、民部省勘文である。題にある班符続文とは、班符に関する続文という意味であろうが、本文書には「班符」の語はなく、別の文書に貼り継がれたという形跡もない。『群載』編纂段階では班符未給に関わる続文と解釈されており、この題が付けられたものと思われる。

校田帳・授口帳の民部省勘会は、班田手続き、ひいては租帳勘済に必要な手続きである。班田手続きは律令に、正月三十日まで以太政官へ上申すること、十月一日から京国官司が校勘造簿を行うこと、十一月一日から二月三十日の間に給授を行うことが定められている(田令23班田条)。また延喜式には、①国司が班田の年に至って国内の田を校定すること、②その結果である校田帳を授口帳と共に言上すること、③太政官から報符を受けて十月から班給を開始することが規定されている(延喜民部式上123班田条)。延喜式には他に、諸国から進上された校田帳・授口帳が太政官から民部省に下されると、前班田帳と比較して乗田数が減っていれば不課分を割いて補うこと(延喜民部式上124校田授口帳条)、前の校田帳と比較して田数が減っていれば帳簿を返却すること(延喜民部式上125校田返帳条)、大帳と授口帳で男の数が同じでなければ帳簿を返却すること(延喜民部式上126受口返帳条)が規定されており、②と③の間にある民部省勘会の内容を示している。

さらに報符(班符)については、元慶三年(八七九)の備後国の例から、実際には太政官から民部省に下され、国には省符の形で出されていたことがわかる(『三実』元慶三年五月二十三日条)。この例からは、また、省符が民部省で新たに作成されるものであって、校田帳・授口帳に貼り継ぎを施したのではないこと、すなわち、国が提出した校田帳・授口帳は民部省に留まっているということがわかる。本文書に記載される文書の移動と考え合わせると、校田帳・授口帳は主計寮で保管された可能性がある。

班田には、口分田の班給を行う土地分配機能と、田主・田種・田積などを改めて確認・登録する土地認定機能という二つの面が存在した。それに加えて、延喜二年(九〇二)に、班田勤行に従わない国司は処罰を受け、租帳を拘勘されることが定められ、公文勘会における重要な役割を担うことになった(『三代格』卷十五・延喜二年三月十三日太政官符)。そのため、恐らく十世紀中葉に校田帳の進官とそれを受けた班符の下給という班田手続きが履行不能になった後も、租帳を勘済するための役割は存続した。

班田手続きが履行されなくなって以降の租帳勘済では、まず国司が班符国解と呼ばれる文書を太政官に進上する。これは、校田帳を進上したものの班符が下されず、租帳の勘済ができないうため、宣旨を下して勘済できるよう申請したもので、次の⑫文書に相当する。太政官は申請を受けて、民部省に国解を下し、過去に校田帳が民部省に下されているか否か、主税・主計寮の勘会を経ているか否かを勘申させる。この勘申結果が、本文書に該当する。勘申を経た国解は公卿聴政にかけられ、裁可されると民部省に班符宣旨が下される。この宣旨は班符を保留にしたまま勘済することを認めるもので、⑬文書に相当する。

そして民部省が国に省符を送り、租帳勘済が完了する。

本文書は康和元年(一〇九九)に作成された。当時の摂津国守は承徳元年(一〇九七)より任にあつた藤原家貞である。家貞の離任時期は明確でないが、康和二年に藤原説房が権守に任じられていることから、家貞の任終年にあたり租帳勘済のために作成されたと考えられる。すなわち、家貞は任期を終えるに際し租帳勘済を行おうとしたが、班符が下されていないために勘済することができなかった。そこで班符未給のまま租帳勘済することを申請し、それを受けた太政官が摂津国の校田帳・授口帳が勘会を経ているか否かを民部省に下問した。その結果、本文書にあるように、民部省は応徳元年(一〇八四)の勘会の記録を勘申した。この後、摂津国の租帳勘済が行われたことを示す文書は残っていないが、校田帳・授口帳が勘会を経たことから考えられたと推測される。ただし、畿内では元慶年間を最後に班田は見られなくなるため、この時期に校田帳の進官が行われていたとは考え難く、三谷氏は以下の三つの可能性を提示している。すなわち、①遙か以前に進官された校田帳が必要に応じて何度も勘会に供された可能性、②この時期に至っても国司から例外的に校田帳が進官される場合があった可能性(ただし内容は過去の引き写しと考えられる)、③中央政府のもとで新たに校田帳が作成された可能性(ただしこの場合も過去の引き写しと考えられる)、である(三谷芳幸「班符と租帳」『律令国家と土地支配』吉川弘文館、二〇一三、初出二〇〇六)。しかし、いずれの可能性においても校田帳の内容が実態に即していたとは考えられず、過去のある時点で作成された校田帳が民部省勘会に付されていた否かを確認することが目的であったと考えられる。したがって、

本文書も摂津国の租帳勘済にあたり、形式的な民部省勘会の事実確認を行ったものと位置づけられる。なお、本文書で民部省が勘申した勘会の記録は応徳元年のものであり、康和元年から数えると十五年前の記録となるため、十二年一班の原則に合致しない。十一世紀末の摂津国においては、形式的な校田帳・授口帳の進上さえも延引していた状況がうかがえる。

【関連史料】

延喜民部式上123班田・124校田授口・125校田返帳・126受口返帳条

【参考文献】

彌永貞三「班田手続と校班田図」(『日本古代の政治と史料』、高科書店、一九八八、初出一九七九)、田中禎昭「『諸国校田』の成立」(『史苑』六七―一、二〇〇六)、三谷芳幸「班符と租帳」(『律令国家と校班田』(『律令国家と土地支配』吉川弘文館、二〇一三、初出二〇〇六、二〇〇九)

(林 奈緒子)

⑫班符国解

班符国解

山城國雜掌秦成安解 申請 官裁事

請被因准傍例、被下 宣旨於所司、班符未下間、暫置勘出、勘済前  
 司任終長保三、當任同四五寛弘元、并四箇年租帳状<sup>(4)</sup><sup>(5)</sup><sup>(6)</sup>  
 右謹檢案内、此國校田・授口帳、令勘造、進官已了。即請官省外題、  
 欲勘済之處、主税寮勘返云、班符未下之間、租帳非蒙 宣旨、輒難勘

済者。雜掌徒抱公文、辛苦寮底。望請 官裁。被下 宣旨於所司、班符未下間、暫置勘出、件年々租帳、將省公文之煩。仍録事状、謹解。  
 寛弘二年十二月十三日 山城國雜掌秦成安

【校訂註】

- (1) 宣旨：闕字せず(伴・大)
- (2) 間：「向」(底・葉・紅・東)、「向」(間)と傍書(伴)
- (3) 置：「景」(底・葉・紅・東)、「景」(置)と傍書(伴)
- (4) 司：「日」(司)と傍訂(伴)
- (5) 任：「住」(任)と傍書(伴)
- (6) 終：脱(底・葉)、「修」(紅)、「修カ」(終)と重書(東)、「修」(終)と朱傍書(伴)
- (7) 租：「租」(底・葉・紅)、「租」(租)と傍書(伴)
- (8) 校：「檢」(紅)、「授」(東)
- (9) 令：「令」(合期)と朱傍書(伴)、「合期」(大)↓補註
- (10) 進：脱「進」と補(東)
- (11) 租：「租」(底・葉・紅・東)
- (12) 徒：「徒」(徒)と傍訂(伴)
- (13) 辛：「章」(紅)、「章」(辛)と傍訂(東)、「章」(辛)と傍書(伴)
- (14) 官裁：闕字せず(伴)
- (15) 宣旨：闕字せず(葉・紅・東・伴)
- (16) 置：「景」(紅)、「景」(置)と傍書(伴)
- (17) 出：「出」(下に「勘済」と補) (伴・大) ↓補註
- (18) 租：「租」(底・葉・紅・東)

(19) 之：脱(底)

(20) 煩：「領」(紅・東)、「領」「煩」と傍書(伴)

(21) 三：「三」「二」と傍訂(伴)、「二」(大)

補註

「令勘造」と「件年々租帳」について、本文書と同種の国解を引く『要略』巻五十七・交替雑事の永延三年(九八九)十月二十三日宣旨・長保三年(二〇〇一)十二月二十五日宣旨、『符宣抄』第八・勘出事の寛弘八年(二〇一一)十月二十六日宣旨(いずれも国史大系本)では「合期勘造」、「勘造件年々(年)租帳」と記述されており、定型文言として扱われている。しかし、本文書においては伴本と大系本を除く全ての写本で「令勘造」、「件年々租帳」となっていることに加え、大系本の頭書によれば、長保三年宣旨の語句は、底本とした大阪商科大学所蔵福田文庫本に「令勘期」とあったものを図書寮本により改め、また「勘造」も同じ図書寮本の傍朱書により補ったものであることから、定型文言には従わず、底本に従った。

【書き下し】

班符国解<sup>1)</sup>

山城国雑掌秦成安解し 申し請ふ 官裁の事

傍例に因准し、宣旨を所司に下され、班符未だ下らざる間、暫く勘

出に置き、前司任終長保三、<sup>5)</sup> 当任同四五寛弘元、<sup>6)</sup> 并せて四箇年の租

帳を勘済せられむことを請ふ状

右謹みて案内を検するに、此の国校田・授口帳、勘造せしめ、官に進

らすこと已に了ぬ。即ち官省の外題を請け、勘済せむと欲するの処、

主税寮勘返して云へらく、班符未だ下らざるの間、租帳 宣旨を蒙るに非ずは、輒く勘済し難し、てへり。雑掌徒らに公文を抱へ、寮底に辛苦す。望み請ふらくは 官裁を。宣旨を所司に下され、班符未だ下らざる間、暫く勘出に置き、件の年々の租帳、將に公文の煩を省かむとす。仍て事状を録し、謹みて解す。

寛弘二年十二月十三日 山城国雑掌秦成安

【註】

(1) 班符 ①文書註(1)参照。

(2) 国雑掌 諸国の実務にたずさわる下級役人。もとは四度使に随行して上京し、公文勘会に立ち会う役目を担ったが(延喜太政官式139公文進官条・延喜民部式下17不得勘会条)、やがて使の随行ではなく使そのものの職務を代行するようになった。また諸国からの貢進物の納入において文書手続きを担当した。十一世紀以降、主に封戸物の徴収・納入などの責任者として現れ、「某成安」という仮名が用いられる。

(3) 秦成安 未詳。雑掌の職名は冠していないが、④文書にも同名の人物が見える。某成安は雑掌の仮名として使われる(⑬文書の「越後雑掌秦成安」、「群載」巻二十七の「加賀国雑掌江沼成安」・「摂津国前雑掌津成安」など)が、本文書に見えるのが初例である。姓は国によって固定されていたようで、本文書の山城においては秦姓以外に伯姓(康和三年(一一〇一)十一月十九日山城国雑掌伯成安解(平一四六六)が存在する(松崎英一「国雑掌の研究」『九州史学』三七―三九合併号、一九六七)。

(4) 勘出に置き 勘出とは、勘査の結果、非違や誤失と認めて摘出す

ることを意味するが、特に公文勘会において、主計寮や主税寮での勘会の結果、内容の一部に承認を与えないことを指し、また、そこから転じて、その結果として填納を命じることを指す。特に「置勘出」の表現で、前司勘出分を保留にすることを意味すると考えられる（虎尾俊哉「延喜主税式勘税帳条の研究」『弘前大学国史研究』一二、一九五八）。本文書においては、班符が未給であるという勘会上の不備を、暫定的に保留扱いにする意味に解される（三谷芳幸「班符と租帳」『律令国家と土地支配』吉川弘文館、二〇一三、初出二〇〇六）。

(5) 前司 藤原宣孝、あるいは平親信。⑥文書註(5)・(13)参照。宣孝は長保三年（一〇〇一）に山城守在任中に死去し、親信はその卒替として同年七月十三日に任じられている。

(6) 当任 藤原孝忠。⑥文書註(19)参照。

(7) 校田・授口帳 ⑪文書註(2)参照。

(8) 外題 解・解状などの上申文書の袖・奥または裏に、文書受理者が申請の趣意を認可する旨の文言を記入したものである。

(9) 雑掌：辛苦す 班符国解に使われる定型文言。雑掌が勘会のために租帳を携えて主税寮に赴くが、勘済の措置が行われないため、主税寮の官衙において困苦している様を表したものである。

### 【文書の位置づけ・機能】

本文書は、租帳勘済に必要な宣言を申請する、山城国からの解状である。題にある班符国解とは、班符宣言を得るための国解を意味する。

十世紀、班田勤行は租帳勘済に重要な意味を持つようになった。しかしその後、国司が校田帳・授口帳を進官し、太政官からの班符を受

けて班田を開始する、という手続きは履行不能になり、形式的な校田帳・授口帳の進官↓民部省での形式的な勘会↓下給されない班符を保留にして宣言を下す、という手続きによって租帳勘済を行うよう変化した(⑪文書の【文書の位置づけ・機能】参照)。

本文書は民部省での勘会と宣言の下給の間で、班符の保留と宣言の下給を求めた山城国の解状である。ここに記されている手続きの流れを見ていくと、まず校田帳・授口帳の進官があり、その後、官省の外題を得て租帳の勘済をしたいという国からの申請がなされる。しかし、班符が下されていない状態では租帳の勘済はできないと主税寮から国に通達され、国は改めて、班符を保留にして租帳を勘済できるよう宣言を下してほしい、と太政官に国解を提出する、という流れになっている。このうち、「請官省外題」については、延喜太政官式139公文進官条の条文から、租帳を勘済したい旨の解文が国から太政官と民部省に提出され、その解文に外題が付される、という手続きが行われていたと推測される。

本文書の後の流れとしては、まず、本文書を受けて、太政官から校田帳・授口帳が下されているか否かを民部省で勘申する(この結果が⑪文書に相当)。下されていけば、国解は公卿聴政に付される。そして裁可が下りると太政官から民部省に宣言を下す旨の班符宣言(⑬文書に相当)が下され、民部省から山城国に省符が出されて、租帳勘済が可能となる。公卿聴政で裁可された文書として、永延三年(永延三年(九九九)八月八日に永祚に改元)(尾張)、長保三年(備前)、寛弘八年(摂津)が存在する。

本文書について、租帳勘済は基本的に国司の任終年あるいは得替後に行われる。当任である藤原孝忠は寛弘二年(一〇〇五)七月二十九

日に山城国の「大介」として現れる(平十四〇)が、本文書によれば寛弘二年が任終年であり、任期を終えるにあたって租帳の勘済を行おうとしたと考えられる。

【関連史料】

⑬ 文書、『要略』卷五十七・交替雑事、『符宣抄』第八・勘出事

【参考文献】

彌永貞三「班田手続と校班田図」(『日本古代の政治と史料』、高科書店、一九八八、初出一九七九)、田中禎昭「『諸国校田』の成立」(『史苑』六七―一、二〇〇六)、三谷芳幸「班符と租帳」(『律令国家と校班田』(『律令国家と土地支配』吉川弘文館、二〇一三、初出二〇〇六、二〇〇九)

(林 奈緒子)

⑬ 班符宣旨

班符宣旨(付省奉行)

應班符未下間、暫置勘出、勘済前司橘朝臣為仲任終延久四、當任同五、承保元二三、承暦元二三并八箇年租帳事

右得越後雜掌秦成安去七月十日解状備、謹檢案内、此國校田授口帳、合期勘造、進官已了。爰相待報符之間、空送年月。方今件租帳、請官省外題勘済之處、主稅寮勘返云、班符未下之間、租帳非蒙 宣旨、輒難勘済者。雜掌徒抱公文、辛苦寮底。望請 官裁。因准先例、被下宣旨於所司、班符未下之間、暫置勘出、勘済件々租帳、將省勘済公文之煩者。權左中辨大江朝臣匡房傳宣、權中納言源朝臣經信宣、依請

者。

承暦四年十月三日 右少史小野  
 奉行 少録紀行職申(同年同月十四日)

大輔藤原朝臣 大丞藤原  
 權大輔源朝臣 菅原  
 少輔源朝臣 少丞藤原

【校訂註】

- (1) 置…「景」(紅)、「景」〔置〕と傍書 (伴)
- (2) 終…「修」〔終〕と傍書 (葉)
- (3) 延…「造」〔延〕と傍書 (葉)
- (4) 曆…「厂」(伴)
- (5) 租…「祖」(底・葉・紅・東・伴)
- (6) 符…「符」〔符〕と朱傍書 (伴)
- (7) 租…「祖」(底・葉・紅・東)、「祖」〔租〕と傍書 (伴)
- (8) 省…「省」〔者〕と朱傍訂 (伴)
- (9) 租…「租」(底・葉・紅・東・伴)
- (10) 輒…「赴」〔輒〕と傍訂 (伴)
- (11) 徒…「徒」〔徒〕と傍書 (伴)
- (12) 辛…「章」(紅)、「章」〔辛〕と傍書 (伴)
- (13) 官裁…闕字せず (伴)
- (14) 宣旨…闕字せず(紅・東・伴・大)
- (15) 置…「景」(紅)、「景」〔置〕と傍書 (伴)
- (16) 租…「租」(底・葉・紅・東・伴)
- (17) 匡…「匡」〔匡〕と傍書 (伴)

(18) 傳：「得」「傳」と傍書（伴）

(19) 曆：墨書「」の中に「替」を朱書（伴）

(20) 同年同月十四日：「同年八月十四日」（葉）、「同年四月十四日」

〔四〕を「同」と朱傍訂（伴）

(21) 菅原：「菅原朝臣」（伴）

【書き下し】

班符宣旨（省の奉行を付す）

応に班符未だ下らざる間、暫く勘出に置き、前司橘朝臣為仲の任終  
延久四、<sup>(3)</sup> 担任同五、<sup>(4)</sup> 承保元二三、<sup>(5)</sup> 承暦元二三并せて八箇年の租帳を  
勘済すべき事

右越後雑掌秦成安去る七月十日解状を得るに俛へらく、謹みて案内を  
検ずるに、此の国の校田・授口帳、合期勘造し、官に進らすこと已に  
了ぬ。爰に報符を相待つの間、空しく年月を送る。方今件の租帳は、  
官省の外題を請け勘済するの処、主税寮勘返して云へらく、班符未だ  
下らざるの間、租帳は 宣旨を蒙るに非ずは、輒く勘済し難し、てへ  
り。雑掌徒らに公文を抱へ、寮底に辛苦す。望み請ふらくは 官裁を。  
先例に因准し、宣旨を所司に下され、班符未だ下らざるの間、暫く  
勘出に置き、件の年々の租帳を勘済せば、將に公文を勘済するの煩を  
省かむとす、てへり。権左中弁大江朝臣匡房伝宣すらく、権中納言源  
朝臣経信宣すらく、請ひに依れ、てへり。

承暦四年十月三日 右少史小野

奉行 少録紀行職申（同年同月十四日）

大輔藤原朝臣 大丞藤原

権大輔源朝臣 菅原

少輔源朝臣 少丞藤原

【註】

(1) 班符 ①文書註(1)参照。

(2) 橘朝臣為仲 橘義道の子。平安時代中後期の官吏、歌人であり、  
藏人・左衛門権佐・太皇太后宮亮を務める一方、淡路守・越後  
守・陸奥守などの地方官も歴任。応徳二年（一〇八五）に卒去。

(3) 担任 源頼仲。源致時の子。保元の乱では父に従い、崇徳上皇・  
藤原頼長方として参戦。敗北し、父や兄弟達とともに斬られた。

(4) 雑掌秦成安 ②文書註(3)参照。

(5) 校田・授口帳 ①文書註(2)参照。

(6) 報符 班符のこと。

(7) 権左中弁大江朝臣匡房 大江成衡の子。幼少のころから文才があ  
り、平安時代後期に公卿、儒学者、歌人として有名である。晩年  
は応徳元年（一〇八四）に左大弁に任ぜられ、応徳三年に従三位  
に昇叙され公卿に列す。鳥羽天皇の天永二年（一一一一）、大藏  
卿に遷任されるが、同年薨去した。

(8) 権中納言源朝臣経信 源道方の六男、桂大納言と号す。三河権  
守・刑部少輔・左馬頭・少納言などを経て、康平三年（一〇六  
〇）右中弁に任ぜられ、以後藏人头などを経て、治暦三年（一〇  
六七）参議として公卿に列す。その後、東宮権大夫、左大弁、大  
納言に進み、寛治八年（一〇九四）大宰権帥に任命され、承徳元  
年（一一〇九七）大宰府で没している。

(9) 少録紀行職 未詳。

## 【文書の位置づけ・機能】

本文書は、越後国の受領による、班符発行を保留し租帳勘会を行うことを申請する国解を受け、太政官がこれを許可した旨を民部省に到達した旨である。

⑪・⑫文書の【文書の位置づけ・機能】で触れられているように、延喜式における班田手続きは、班年の十月に京国官司が管内の田地と班田を受けるべき人数を調査し、校田帳・授口帳を作成して太政官に提出する。校田帳・授口帳は民部省勘会に回され、勘会を通過し太政官の承認を受けると、班田の実施を命じる班符が国に下される。

これが十世紀後半頃になると、『北山抄』巻七・都省雑事（申大中納言雑事）に「授田授口帳事（近代諸国不進）」とあるように、校田帳・授口帳の太政官への提出が滞るようになり、ここに至り実質的な班田制は崩壊する。しかし班田取授を前提とする租帳の勘会を受領監査制度において意味を持っていたが（租帳は税帳勘会にも関わる）、班符の発行がなければ当年の田租の応収入額を確定できず、手続き上租帳勘会を行なうことができない。このような状況で、班符の発行がなくとも租帳勘会を進めるための手続きとして機能するのが⑪⑬文書であり、班符申請は減省や不堪佃田の申請などと並んで受領の公文書上で必要な手続きであった。

租帳勘会に臨む受領は、勘会の実施を申請する班符国解（⑫文書）を提出する。班符国解では、当該国の校田授口帳は期限通りに提出したが、租帳勘会の場で班符が下されていないとして主税寮に勘返されたため、しばらく「置勘出」き租帳勘会を進めるよう求める旨が述べられる。「勘出」は公文勘会によって国司の不正・雑怠を指摘することであるが、「置勘出」は税帳勘会では前司卒去などの場合に前司の

未納勘出物を保留し、当任の責任を追及せずに公文勘会手続きを進めることとされている。なお、早川庄八氏や『北山抄巻十 史途指南』の阿部注釈は「勘出を置く（も）」と読んでいる。「勘出物を保留する」の意味ならこの読みの方がよいと思うが、「置之勘出」という用例がある（『符宣抄』第八・天慶八年（九四五）三月八日太政官符）ことから、「勘出に置く」という虎尾俊哉氏の読みが広く受け入れられている。

ただし租帳勘会の手続きである班符申請においては、前司の未納勘出物の保留という意味であるはずはない。なお検討を要するが、班符申請の勘出は校田帳・授口帳の勘会において摘発されるものであり、本来の班符申請における「置勘出」とは、校田帳・授口帳の不備により班符が下されない場合に、それ以前に公文勘会を通過した校田帳・授口帳に記載された確定数によって租帳を勘会することだったのでなかろうか。

班符国解は公卿聴政にかけられ審査される。『江家次第』巻十八・陣申文事に「班府減省（常申大納言。或申中納言例稀有）」とあり、通常は大納言に申し、中納言に申す例は稀有だとするが、本文書の決裁者は中納言である。『伝宣草』下・諸宣旨事に「班符事」があり、上宣の注記があるように、減省の場合と異なり奏上をせず上卿が判断した。三谷芳幸氏は⑪文書が班符国解の審査に先立って国解に続けられると考えたが、三谷氏が指摘する『北山抄』巻七・都省雑事の「勘判報符：」は勘解由使勘判の報符であり（『符宣抄』第八・康保四年（九六七）十二月一日宣旨など）、班符申請とは関係がない。班符の決裁に続文が続かれた事例としては『水黄記抄』所引槐記保延四年（一一三八）十二月十九日条に「但至班符者其続文黄紙也」とあるのが注

意されるが、①文書が班符国解に続がれたと考えられる根拠は『群載』が①文書の名を「班符統文」としていること以外になく、一般的なものと見なし得るか躊躇される。先述の「置勘出」に関する推測を踏まえるならば、①文書は最近勘会を通過した、依拠すべき校田帳・授口帳がいつのものを調査させたものではなからうか。

このような手続きを経て、班符国解を裁許した旨を記した宣旨が作成され、民部省に通達される。これが本文書のような「班符宣旨」である。班符宣旨の実例は他に『符宣抄』第八・寛弘八年（一〇一一）十二月二十六日宣旨などがあるが、本文書には奥に民部省官人による「奉行」が記されているのが注目される。本文書のように上卿宣を弁が伝宣し史が奉る宣旨を下弁官宣旨と呼ぶが、これは本来史が口頭命令を書き写した手控えであり、太政官符や官宣旨、あるいは口宣といった形で関係諸司に通達された。しかし時代が下ると、下弁官宣旨そのものを諸司の官人に回覧させることで伝達する方式が登場する。早川庄八氏が事例を挙げているが（『宣旨試論』岩波書店、一九九〇）、『符宣抄』第七・天元三年（九八〇）四月七日宣旨には、「右大史牟久忠陳奉」の次行に、民部省と大蔵省の大録が署名と「奉」及びその日付が記されている。この事例は関係官司が二ヶ所ある場合の方式だが、本文書の場合署名は全員民部省官人と考えられ、少録の署名のみ「申同年同月十四日」とある。官符の場合ではあるが『醍醐寺雜事記』所引承平元年（九三一）五月七日太政官符の「奉行」に「読申少録□」とあるのを参照すれば、これは民部省にもたらされた班符宣旨を、令制の主典の職掌「読申公文」に基づき少録が大輔以下全員の前に読み上げることで、宣旨の内容を官司内で共有したことを記したものと考えられる。さらに班符国解には主税寮の勘返として「非蒙宣旨難勘

済」とあるから、民部省の奉行が記された班符宣旨はその後主税寮に下されたのであり、この場面で奉行の記入は意味を持つのだろう。本文書が三善為康の手に渡ったのも、主税寮に下された後ということになる。

最後に、本文書は承暦四年、越後国の受領源頼仲の任終年に行なわれた班符申請であるが、決裁にあたった権中納言源経信の日記『帥記』に文書の処理に関する記事がある。これによると閏八月二十二日の南所申文では班符国解と同時に越後国の減省解文も提出されていたが、班符国解のみ結政での処理が済んでおらず、先に減省解文のみ処理され、九月五日になって頼仲から催促されている様子が見える。しかしおそらく南所の物忌のためただちには行なわれず、その後の経過は『帥記』には見えないが、本文書にあるように十月三日に班符宣旨が下った。

#### 【関連史料】

①・②文書、『帥記』承暦四年閏八月二十二日・九月五日条、『要略』卷五十七・永延三年十月二十三日宣旨、同・長保三年十二月二十五日宣旨、『符宣抄』第八・寛弘八年十二月二十六日宣旨

#### 【参考文献】

虎尾俊哉「延喜式主税式勘税帳条の研究」（『弘前大学國史研究』一二、一九五八）、早川庄八「かんしゅつ 勘出」（『国史大辞典』3、吉川弘文館、一九八三）、鈴木一見「勘出の申請と出雲国正税返却帳」（羽下徳彦編『中世の社会と史料』吉川弘文館、二〇〇五）、三谷芳幸「租帳と班符」（『律令国家と土地支配』吉川弘文館、二〇一三、初出

二〇〇六)、玉井力「勘出考」(『日本歴史』七二〇、二〇〇八)

(田 衛衛・神戸 航介)

⑭ 雜米免除國解

雜米免除國解<sup>(1)</sup>

尾張國司解 申請<sup>(2)</sup> 天裁事

請殊蒙 天裁、因准傍例被免除去永久三年雜米抄帳狀<sup>(3)</sup>

右謹檢案内、去永久三年十二月十六日任彼國守。着任之後、殊廻治術、調庸租稅辨備已畢。爰前司守高階為遠朝臣任、得替之後、雖濟公事、不遂勘濟、其身卒去。然而八箇年官物、遂辨進之由、雖載不與解由狀、依不請惣返抄、難知其濟否。隨亦欲勘濟之處、所司勘發云、前司任終年雜米抄帳、非蒙 宣旨、輒難勘除者、何依前吏之不勤、更為後司之停滯哉。如斯之國、隨申請旨、多蒙裁許、先蹤已存。望請 天裁。因准傍例、被免除件雜米抄帳者、將省難濟之煩。仍勒奉狀、謹解。

元永二年十二月 日 正六位上行大目大原真人

右少辨從五位上兼行守源朝臣

權守從五位下藤原朝臣

從五位下行筆博士兼介三善朝臣

【校訂註】

- (1) 米…「未」「米」と傍書(伴)
- (2) 申…「由」(紅・東)
- (3) 去…「吉」(東)
- (4) 三…「二」「三」と朱傍訂(伴)
- (5) 米…「未」「米」と朱傍訂(伴)

- (6) 任…「任」(抹消符あり)(伴)
- (7) 雖…「難」「雖」と傍訂(伴)
- (8) 濟…「齊」と墨書し、後に「シ」を朱書(伴)
- (9) 八箇…「八ヶ」「今」と朱傍訂(伴、「今」(大)
- (10) 遂…下に「可」を補(伴、「遂可」(大)
- (11) 雖…「雜」「雖」と傍訂(伴)
- (12) 否…「不」「否」と傍訂(伴)
- (13) 亦…「忽」「亦」と朱傍書(伴)
- (14) 濟…脱「濟」を補(東)
- (15) 發…「蒙」(東)
- (16) 云…脱「云」を補(伴)
- (17) 米…「未」「米」と傍訂(伴)
- (18) 蒙…「蒙云」「云」に抹消符あり(伴)
- (19) 更…「吏」「更」と傍訂(伴)
- (20) 斯…「勘」「斯」と傍訂(紅)
- (21) 之…「定」上に「勘」を補(伴、「勘定」(大)
- (22) 申…「中」(紅・東)
- (23) 例…「例」「五」と傍書(紅)
- (24) 米…「未」「米」と朱傍訂(伴)
- (25) 省…脱(底・葉・紅・東)、脱「省」を補(伴)
- (26) 勒…「勤」「勒」と朱傍訂(伴)
- (27) 奉…「奉」「事」と傍訂(伴、「事」(大)
- (28) 大目…脱(紅)、脱「大目」を補(伴)
- (29) 守…脱(底)

【書き下し】

雑米免除国解

尾張国司解し 申し請ふ 天裁の事<sup>(1)</sup>

殊に 天裁を蒙り、傍例に因准し去る永久三年雑米抄帳を免除せられむことを請ふ状

右謹みて案内を検するに、去る永久三年十二月十六日彼の国の守に任ぜらる。着任の後、殊に治術を廻らし、調庸租税弁備すること已に畢ぬ。爰に前司守高階<sup>(3)</sup>為遠朝臣の任、得替の後、公事を済すと雖も、勘済を遂げず、其の身卒去す。然れども八箇年の官物、弁進を遂ぐるの由、不与解由状に載すと雖も、惣返抄を請けざるに依り、其の済否を知り難し。随ひて亦た勘済せむと欲するの処、所司勘発して云へらく、前司任終年の雑米抄帳は、宣旨を蒙るに非ずは、輒く勘除し難し、てへれば、何ぞ前吏の不勤に依り、更に後司の停滞と為さむや。斯くの如きの国は、申請の旨に随ひ、多く裁許を蒙ること、先蹤已に存す。望み請ふらくは 天裁を。傍例に因准し、件の雑米抄帳を免除せらるれば、將に難済の煩を省かむとす。仍て奉状を勅し、謹みて解す。

元永二年十二月 日 正六位上行大目大原真人<sup>(2)</sup>

右少弁從五位上兼行守源朝臣

權守從五位下藤原朝臣

從五位下行算博士兼介三善朝臣<sup>(8)</sup>

【註】

(1) 尾張国司 源師俊。『水左記』の記主俊房の男。『補任』長承二年

(一一三三) 条に永久元年 (一一一三) 九月四日に丹波守、永久

三年十二月十六日に尾張守と相博、元永二年十二月十五日に去任

とあり、本文書の記載と一致する。『中右記』元永二年十二月十五日条にも師俊の尾張守辞任の記事あり。

(2)

雑米抄帳 抄帳は公文勘会場で用いられ、返抄と勘合する資料

であることは確かだが、その実態は未詳である。主計寮備え付けの帳簿で、輸納予定額を略抄した帳簿かとする侯野好治説が有力だが(侯野好治「律令中央財政機構の特質について」『律令財政と荷札木簡』同成社、二〇一七、初出一九八〇)、集英社本『延喜式』中巻補注(一四五二頁)は、『三代格』卷十四・寛平十年(八九八)二月二十七日官符から、雑米抄帳は国が事前に提出する、納入額を記載した帳簿であるとする。しかし寛平十年官符からは抄帳が国が作成するものとは必ずしも読み取れない。なお検討を要するが、とりあえず「雑米抄帳を免除する」とは、雑米惣返抄を受け、これを税帳と勘会するのを免除することと解釈して大過ない。

(3)

高階為遠 高階為家の男。阿波・伯耆などの受領を歴任。『中右

記』天仁元年(一一〇八)正月二十四日条に、この日の除目で伯耆守から尾張守に遷任したと見える。本文書で永久三年まで尾張守に在任していたことがわかり、後任の源師俊は永久三年十二月十六日に丹波守と相博(『補任』長承二年源師俊条)している。

したがって為遠の尾張守としての任期は八年間で、本文書中に「八箇年官物」とある記述と一致する。『台記別記』久安四年(一一四八)八月十四日条により、永久五年十一月二十六日に丹波守(丹波守の誤りか)として在任していることがわかり、永久五年以降元永二年十二月十二日(本文書)以前に、尾張守としての公文勘会を終えないまま卒去したことになる。

(4) 不与解由状 ②文書【文書の位置づけ・機能】を参照。

(5) 惣返抄 雑米惣返抄。惣返抄は、国司官長の貢納義務全体の済了を証明する文書。詳細は⑮文書【文書の位置づけ・機能】を参照。

(6) 奉状 「奉状を勅し」という文言はほかにみえず、伴本・大系本のように「事状」とすべきか。

(7) 守源朝臣 源師俊。前註(1)参照。

(8) 算博士兼介三善朝臣 『群載』編者の三善為康。尾張介には永久五年正月任（『成文抄』第五）。本文書は『群載』が成立したとされる永久四年以後のもので、為康が尾張介だったことと関わって収載されたものか。

### 【文書の位置づけ・機能】

本文書は、元永二年に尾張守源師俊が、卒去した前司高階為遠の任終年の雑米抄帳の勘済の免除を申請した解文である。本文書は次の⑮文書と密接に関係しており、同時に参照して理解すべきものである。したがって詳細は⑮文書の【文書の位置づけ・機能】を参照のこと。

### 【関連史料】

『北山抄』卷十・吏途指南（前司卒去国任終年雑米事）、『三代格』卷十四・寛平十年二月二十七日太政官符、『延喜交替式』96条、『中右記』元永二年十二月二十九日条

### 【参考文献】

北條秀樹「文書行政より見たる国司受領化」（『日本古代国家の地方支配』吉川弘文館、二〇〇〇、初出一九七五）、佐藤信「雑米未進にみ

る律令財政の変質」（『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、一九九七、初出一九八一）

（神戸 航介）

### ⑮雑米免除宣旨

同雑米免除宣旨（付省奉行）

應免除尾張國去永久貳年雑米抄帳事

右得彼國守源朝臣師俊今月十二日奏状僞、謹檢案内、去永久三年十二月十六日任彼國守。着任之後、殊廻治術、調庸租稅辨済已畢。爰前司守高階為遠朝臣得替之後、雖済公事、不遂勘済、其身卒。然而今年官物遂可弁済之由、雖載不与解状、依不請惣返抄、難知其弁否。隨亦欲勘済之處、所司勘發、前司任終年雑米抄帳、非蒙 宣旨、輒難勘除者、何依前吏之不勤、更為後司停滯哉。如斯之間、隨申請旨、多蒙裁許、先蹤已存。望請 天裁。因准傍例、被免除件雑米抄帳者、將省難済之煩者、左少弁藤原朝臣實光傳宣、權中納言藤原朝臣宗忠宣、奉 勅、除年料米之外、依請者。

元永二年十二月廿九日 左大史小槻宿祿奉

奉行 小録紀宣重申（同年同月同日）

大輔源朝臣 大丞藤原（在判）

權大輔源朝臣 藤原

小輔藤原朝臣（未到） 小丞藤原

### 【校訂註】

(1) 米…「未」「米」と傍書（伴）

(2) 省…「少」（紅）

- (3) 貳…「二」(伴)、「三」(大)  
 (4) 米…「未」(「米」と傍書)(伴)  
 (5) 二…「六」(「二」と傍訂)(東)、「二」「六」と朱傍訂(伴)  
 (6) 去…「去」(「云」と傍訂)(伴)  
 (7) 着…「著」(大)  
 (8) 租…「租」(「租」と傍書)(伴)  
 (9) 辨…「弁」(「辨」と朱傍書)(伴)  
 (10) 卒…「卒」(下に「去」を補)(伴)、「卒去」(大)  
 (11) 弁…「弁」(「辨」と朱傍書)(伴)  
 (12) 解…「解」(下に「由」を補)(伴)、「解由」(大)  
 (13) 弁…「弁」(「辨」と朱傍書)(伴)  
 (14) 亦…「忽」(「名」と朱傍書)(伴)  
 (15) 發…「發」(下に「云」を補)(伴)、「發云」(大)  
 (16) 米…「未」(「米」と傍書)(伴)  
 (17) 難…「脱」(底・葉・紅・東)、脱「難」を補(伴)  
 (18) 為…「老」(「為」と傍書)(伴)  
 (19) 哉…「我」(「哉」と傍訂)(伴)  
 (20) 多…「欠」(底)  
 (21) 因…「目」(「因」と傍書)(伴)  
 (22) 准…「住」(紅)、「佳」(「准」と傍書)(伴)  
 (23) 傳…「博」(「傳」と傍書)(伴)  
 (24) 除…「隆」(「除」と傍訂)(東)  
 (25) 料…「料」(「料」と傍書)(伴)  
 (26) 小槻…「欠」(紅・東)、脱「小槻」と朱補(伴)  
 (27) 奉…「脱」(底・葉)、「在」(紅・東)、「亘」(「奉」と傍訂)

(伴)

- (28) 重…「真」(紅・東)、「寔」(伴・大)  
 (29) 到…「到」(「判」と朱傍書)(伴)

【書を下へ】

同雑米免除宣旨(省の奉行を付す)

応に尾張国去る永久式年雑米抄帳を免除すべき事

右彼の国の守源朝臣師俊今月十二日奏状を得るに備へらく、謹みて案内を検するに、去る永久三年十二月十六日彼の国の守に任せらる。着任の後、殊に治術を廻らし、調庸租税弁済すること已に畢ぬ。爰に前司守高階為遠朝臣得替の後、公事を済すと雖も、勘済を遂げず、其の身卒す。然れども今年の官物遂に弁済すべきの由、不与解状に載すと雖も、惣返抄を請けざるに依り、其の弁否を知り難し。随ひて亦た勘済せむと欲するの処、所司勘発すらく、前司任終年の雑米抄帳は、宣旨を蒙るに非ずは、輒く勘除し難し、てへれば、何ぞ前吏の不動に依り、更に後司の停滞と為さむや。斯くの如きの間、申請の旨に随ひ、多く裁許を蒙ること、先蹤已に存す。望み請ふらくは、天裁を。傍例に因准し、件の雑米抄帳を免除せらるれば、將に難済の煩を省かむとす、てへれば、左少弁藤原朝臣実光伝宣すらく、権中納言藤原朝臣宗忠宣すらく、勅を奉るに、<sup>(1)</sup>年料米を除くの外、<sup>(2)</sup>請ひに依れ、<sup>(3)</sup>てへり。<sup>(4)</sup>

元永二年十二月廿九日 左大史小槻宿祢奉る

奉行<sup>(5)</sup> 小録紀宣重申す(同年同月同日)

大輔源朝臣 大丞藤原(在判)

権大輔源朝臣 藤原

小輔藤原朝臣(未到) 小丞藤原

【註】

- (1) 左少弁藤原朝臣実光 有信の子。永久三年八月十三日に左少弁、保安三年（一一二二）十二月二十三日にも右中弁に転じる。
- (2) 権中納言藤原朝臣宗忠 『中右記』の記主。嘉承元年（一一〇六）十二月二十七日から保安三年十二月十七日まで権中納言。
- (3) 年料米 延喜民部式下によれば尾張国の年料春米は大炊一〇八〇石・糯二〇石。年料租春米は一〇〇〇石。その他、交易雑物として稗子五石・胡麻子四石・荏子四石がある。これら定額の年料米・雑穀は前司任終年分も免除されないとの意味か。
- (4) 左大史小槻宿祢 小槻盛仲。祐俊の男。康和五年（一一〇三）二月三十日に父の譲により左大史に任官（『世紀』同日条）。
- (5) 奉行 太政官から下された雑米免除宣旨を、少録紀宣重が読申、その場にいた民部省官人が承認した旨を記したものの。⑬文書『文書の位置づけ・機能』も参照。位署にある民部省官人については、近い時期では『成文抄』第十・永久四年十二月十九日民部省請奏の位署に、以下のようにあるのが参照される。

従五位上行少輔藤原朝臣（未到）

従五位下守権大輔源朝臣憲明

大輔正五位下源朝臣行俊

正二位行権大納言兼卿藤原朝臣宗通

【文書の位置づけ・機能】

雑米とは、諸国が中央に対して輸貢する様々な米の総称であり、律令の規定では田租春米（年料春米）、庸米、公田地子、飛驒国輸米、畿内官田穫稲などがあり、諸司の常食や一般労働者への給食、天皇供

御用などに充てられた。その他、正税帳から知られる番匠糧・官奴婢食料米や、封戸米、延喜式制の年料租春米などが雑米に含まれる。

雑米輸貢についての先行研究は、八・九世紀の雑米貢納およびその未進政策の展開を論じた佐藤信氏の研究が唯一のものであるが、雑米免除の仕組みについてはほとんど触られていない。そこで佐藤氏の研究に依りつつ、⑭・⑮文書の内容および関連史料の分析により文書の機能を考察する。

雑米の未進は八世紀後半頃から史料上現れはじめ、同じ頃から政府による未進政策も行なわれるようになる。まず宝亀元年（七七〇）五月十五日符で、年料春米は掾領以上が専当し史生以上を綱領に充て、違期があつた場合は見任を解き公廩を奪うとしたが効果がなく、宝亀四年閏十一月二十三日太政官符では、雑米未進は数量にかかわらず国司史生以上の公廩を奪い、主典以上は考を貶し、専当官は見任を解却し、郡司主帳以上は職田を奪い解任・貶考とした。これが延暦十四年（七九五）七月二十七日太政官符で緩和され、国司史生以上が差法をもつて共同して公廩を割いて未進分を補填・京進することとした（以上『貞観交替式』）。しかしその後も未進の累積が進むと、承和九年（八四二）八月二十七日の恩赦ではじめて国司を対象とした雑米・雑交易の未進物の免除がなされ（『続後紀』同日条）、『三代格』巻八・承和十三年八月十七日太政官符で、調庸も含めた未進物について、恩赦対象外の年の未進数の十分の一を毎年別途徴収する未進徴率が定められた。これにより国司は旧年未進のうち任中の率分、および当年未進の国司共填の責任を負うようになり、その後国司は当年年輪プラスその十分の一を未進の補填として納めるようになる。また『三代格』巻五・仁和四年（八八八）七月二十三日太政官符によって、任中の調

庸・雑物（雑米を含む）の未進がある場合は解由を返却することとし、任中の雑米輸責任が解由制と結びつく形で問われるようになった。

こうした過程と並行して国司官長の権限強化・受領化が進むと、調庸とほぼ同時期に雑米惣返抄が成立する。惣返抄とは受領の任中全体の貢納完了に対して与えられる済了証明書で、受領の解由取得の条件となり、十世紀以降は受領功過定の審査項目とされた。雑米惣返抄自体の実例は残されていないが、備前国の応徳二年（一〇八五）分の返抄発給を民部省に求める『群載』巻二十七・応徳三年十二月二十九日主計寮解があり、大炊寮納米と寺院に納入される加拳米に分けて諸司・諸宮・寺院への納入を完了したことが記載されていて、雑米惣返抄の記載内容がうかがえる。この惣返抄を何年分請けたかが、受領功過定において問題とされた。

この雑米惣返抄の重要な制度的変更として『三代格』巻十四・寛平十年（八九八）二月二十七日太政官符がある。この官符所引の備前国解によると、「年料税春米」は当年の春米を翌年料として納入するが、同じく雑米抄帳に載せる大炊寮生大豆・小豆等の雑穀や大膳職醬大豆、および諸司の大糧に充てる租春米は、当年収納分を交易進上したり、あらかじめ春備し官符の到来にしたがって納入するものであるから、任終年分を納入することが困難である。さらに雑米抄帳は必ず税帳と勘合するが、当年税帳は翌年二月を提出期限とするため、任終年分の抄帳と税帳を勘合し返抄を請けることができないという。この求めに応え、これ以後前司任終年の雑米は前司が納入し、後司が公文勘会と惣返抄の弁請を行なうこととされた。しかし延喜十二年（九一二）十月十一日太政官符によって惣返抄の弁請責任は当年四年間に改められ、たらしく（『江家次第』巻四・定受領功過事）、『延喜交替式』96条に

引き継がれている。

以上を踏まえて⑭・⑮文書を解釈しよう。⑭文書は尾張国の当任受領源師俊による申請である。師俊は永久三年十二月十六日に着任とあるが、おそらく計歴して永久四年を任初年（永久三年は前司任終年）とし、本文書を提出した元永二年までの四年間在任した。⑭文書によれば師俊は四年間の済物を弁済したが、前司高階為遠は公文勘済を遂げずに卒去した。為遠は任中八箇年の官物を弁済したことが不和解由状に記載してあるが、雑米惣返抄を請けずに卒去したため、その済否を確認することができない。そのため師俊が自らの公文勘会を受ける際に所司で問題となった。そこで先例にならない前司任終年の雑米抄帳を免除してほしい、という。

前述の寛平十年官符の内容を踏まえれば、師俊が勘済しようとしたのは税帳であり、「所司」は主税寮である。すなわち、税帳は前司任終年と当年三年の四年分の勘済責任があり、前司任終年の税帳は前司の責任に属する雑米抄帳と勘会する必要があるのだが、前司が雑米惣返抄を請けずに死亡した場合、税帳勘会との整合性を保つために後司に前司任終年雑米惣返抄の弁請責任が生じるのである。

このことは『北山抄』巻十・吏途指南（前司卒去国任終年雑米事）にも関連する記載があるが、そこでも議論されているように、後司にとつて極めて不利な処分である。そのため⑭文書でも述べられているように、国司の申請によって免除されることが通例となった。ただし『小右記』万寿四年（一〇二七）九月十四日条では、前司卒去国の受領が五年の雑米惣返抄を受けて税帳勘会を行なうのが「流例」とされており、十一世紀前半にはまだ雑米免除申請は一般的でなかったようである。

この雑米免除申請を許可し、その旨を民部省を通じて主税寮に傳達したのが⑮文書である。⑭文書中の主税寮勘返に「官旨がなければ簡単に免除することはできない」とあるように、雑米免除の裁可は官旨によって関係所司に傳達される。また、⑮文書は奉勅の官旨であり、雑米免除申請は天皇の裁可が必要だった点も注目される。さらに、官旨の決裁文言には「年料米を除く」との条件がある。『群載』卷二十八所収の天永年間の主計寮大勘文に引用されている天仁二年（一一〇九）の丹波国雑米免除官旨にも同様の記載があり、寺社料加奉米や臨時の進官米以外の年料米は容易には免除されなかったらしい。

⑮文書が作成された元永二年十二月二十九日は、『中右記』同日条に著名な因幡国の公文勘会に関する記述が残されており、同国の知行国主宗忠の努力をうかがうことができるが、彼が公文勘済を急いだのは翌年正月六日の叙位議以前に勘会を終えれば任中公文勘済とみなされ功過に優利となるためであった（「任中」については玉井力「受領巡任について」『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇、初出一九八一参照）。⑮文書の日付が十二月二十九日なものは同様の背景が想定できるだろう。なお、『中右記』同日条によれば、この日の結政請印において「尾張前司師俊不堪官符」が請印されている。また『長秋記』同日条に「雑米免除官旨」が大史小槻盛仲によって作成・送付されているが、これは同日に作業が行われた山城国の公文勘会に関するものか。『群載』卷二十七・元永二年二月二十九日山城国請印目録も参照。ちなみに『群載』卷二十七には、元永二年十二月二十五日付の尾張国封戸收給に関する二寮宛民部省符も載せる。

最後に、校訂上の問題点について付記しておきたい。⑮文書には⑭文書が引用されているが、両者の字句が異なる場合、伴本は⑮文書に

依拠して⑭文書の字句を校訂していると思われる箇所が散見し（逆に⑮文書を⑭文書により校訂している箇所もある）、国史大系本に引き継がれている。ここでは底・葉・紅・東の字句を優先し両者間の相違に基づく校訂は基本的に避ける方針をとった。したがって両者の明らかな矛盾（⑭文書「永久三年」と⑮文書「永久弐年」、⑭文書「今年」と⑮文書「八箇年」など）もあえてそのまま残している部分があるが、文書の註釈を行なう上では、比較的原型に近いと思われる⑭文書校訂本文によって統一している。

#### 【関連史料】

『北山抄』卷十・吏途指南（前司卒去国任終年雑米事）、『三代格』卷十四・寛平十年二月二十七日太政官符、『延喜交替式』96条、『中右記』元永二年十二月二十九日条

#### 【参考文献】

北條秀樹「文書行政より見たる国司受領化」（『日本古代国家の地方支配』吉川弘文館、二〇〇〇、初出一九七五）、佐藤信「雑米未進にみる律令財政の変質」（『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、一九九七、初出一九八一）

（神戸 航介）

#### ⑯主計寮越勘続文

越勘續文四通（主計・主税）

#### 主計寮

勘山城國申請越勘前前司<sup>2)</sup>守藤原朝臣伊家任終承保三<sup>7)</sup>、次守源朝臣公

網任承暦元二三、并四箇年公文事<sup>9)</sup>

右官宣、件國申請前司守藤原朝臣伊家任終承保三、次守源朝臣公綱任承暦元二三并四箇年公文濟否之由、宜勘申者。件年年帳、未勘。仍勘申。

永保三年 月 日

竿師菅野

權少允紀

權少属紀

頭兼紀伊守小槻宿祢<sup>17)</sup>

【校訂註】

- (1) 四…「日」(紅)、「日」〔四〕と傍書 (伴)
- (2) 申…「中」〔申〕と傍書 (伴)
- (3) 請…「詩」(東)
- (4) 前…「々」〔イ无〕と朱傍書 (伴)
- (5) 守…脱(葉)
- (6) 臣…「卜」〔臣〕と傍書 (伴)
- (7) 終…「給」(紅)、「給」〔終〕と傍書 (伴)
- (8) 承…「永」〔承〕と朱傍訂 (伴)
- (9) 承暦…「暦承」(底・葉・東)、「暦永」(紅)、「暦永」〔永〕を抹消、「暦」の上に「承」を補 (伴)
- (10) 箇…「少」〔个〕と傍書 (伴)
- (11) 前…「々」〔イ无〕と朱傍書 (伴)
- (12) 承…「永」〔承〕と傍訂 (伴)
- (13) 承…「水」〔承〕と傍書 (伴)
- (14) 暦…「保」〔暦〕と傍訂 (葉)
- (15) 年…脱(東)

(16) 帳…「限」〔帳〕と傍書 (伴)

(17) 守…脱〔守〕を補 (伴)

(18) 小…「少」(紅・東)

(19) 權…「權」〔橘〕と傍訂 (伴)

【書き下し】

越勘続文四通(主計・主税)

主計寮

<sup>(1)</sup>山城国の越勘を申し請ふ前司藤原朝臣伊家の任終承保三、次の守源朝臣公綱の任承暦元二三、并せて四箇年の公文を勘する事

右官宣すらく、件の国の申し請ふ前司守藤原朝臣伊家の任終承保三、次の守源朝臣公綱の任承暦元二三并せて四箇年の公文の濟否の由、宜しく勘申すべし、てへり。件の年年の帳、未だ勘せず。仍て勘申す。

永保三年 月 日

算師菅野

權少允紀

權少属紀

頭兼紀伊守小槻宿祢<sup>17)</sup>

【註】

- (1) 山城国 当時の国司は源長俊。『群載』卷二十八・応徳三年(一〇八六)穀倉院納畢勘文に前山城国守従五位下と見え、彼の任期である承暦四年(一〇八〇)から永保三年(一〇八三)までの四年間における、穀倉院への率分納入について記載されている。
- (2) 越勘 当任の国司が公文を勘会しようとする時に、以前の国司のうち生存している者の公文の勘会を一時的に保留して、当任の公文から勘会していく措置。『三代格』卷十二・寛平九年(八九

七) 六月十九日太政官符には大宰府管内の特例措置としてその端緒が見られ、『要略』巻五十七・承平七年(九三七)五月五日太政官符によって一般化したとされる。

(3) 藤原朝臣伊家 藤原良経の男。母は備中守藤原隆光女。『為房卿記』延久五年(一〇七三)正月三十日条に山城守に任じられたことが見える。但し藤原公基の男に藤原伊家(一〇四一〜一〇八四)という同名の人物がおり、本文書及び『為房卿記』に現れているのがいずれであるかは不明。

(4) 源朝臣公綱 源隆国の男。『水左記』永保四年(一〇八四)五月四日条に前山城国守と見える。

(5) 算師菅野 未詳。⑮文書にも見えており、承暦四年(一〇八〇)以降永保三年(一〇八三)まで続けて主計寮の算師であったことがわかる。

(6) 権少允紀 未詳。

(7) 小槻宿祢 当時の紀伊守は小槻孝信(一〇一七〜一〇八六)。小槻貞行の男。『水左記』承暦元年(一〇七七)十二月二十一日条に紀伊守、『群載』巻八・承暦四年(一〇八〇)十月二十八日二寮頭助等解に従四位下行主計頭兼算博士紀伊守として見える。また、『左経記』承暦五年(一〇八二)七月十八日条に「紀伊守孝〔宿祢〕とあるのも小槻孝信であろう。⑮文書にも「頭兼算博士紀伊守」と見えている。

(8) 権少属紀 未詳。

### 【文書の位置づけ・機能】

越勘とは、公文勘会に際して行われる措置の一つである。公文勘会

を行おうとする国司(当任)が、以前の国司(前任)の公文が未勘であった場合に、前任の公文の勘会を一時的に保留して、当任の公文から先に勘会することを言う。

撰関期以降の国司の交替時における文書行政については、北條秀樹氏や寺内浩氏、玉井力氏らによる多くの研究が蓄積されており、その在り方が明らかにされている。しかし、越勘について正面から取り上げた論考はほとんどなく、鈴木一見氏がその論考において、勘出との相違を明確化するために詳細な検討を行ったにとどまっている。そこで、以下では先行研究をもとに、越勘の在り方について考えている。

十世紀に入ると大帳・税帳の勘会制が解体し、正税帳や調庸帳等の公文は任終年、あるいは得替後に一括して勘会されるようになっていった。正税帳を勘会する際には、前年のものと比較して収支が適切かどうかを確認する作業が行われたため、公文の勘会は古いものから行われる必要があったが、未勘の公文が累積することにより、公文勘会と現実の状況とが乖離していくという問題が生じた。このようなかで、前任の公文を一時的に保留する越勘という措置が現われてくる。『三代格』巻十一・寛平九年(八九七)六月十九日太政官符はその早い例で、ここでは源希の奏により、旧年のものが未勘のまま累積していた大宰府管内の公文について、前任の公文の勘会を一旦保留し、先に当任の公文を勘会してから旧帳を勘会するという措置がとられている。この措置は『符宣抄』第八・正暦五年(九九四)太政官符に引く前撰津国司源正清の奏において越勘の先例として言及されているものの、このような措置を一般化したのは『要略』巻五十七・承平七年(九三七)五月五日太政官符であるとされる。ここでは、従来単に八年分の公文を勘済すればよいとされていたために、旧年の公文

ばかりが勘会されて当任の公文が勘会されないことを指摘し、前述の『三代格』巻十一・寛平九年六月十九日太政官符を基準としつつ、未勘となつている旧年の帳のうち古いものから四年分に加え、必ず直前の国司（前司）の任終年と当任三年を合わせた四年分の合計八年分を勘済するように命じている。この太政官符によって、越勘は文書行政上の一形態として確立することになった。前司任終年と当任三年の他、前任の未勘の公文は古いものから勘会していくことは、その後も原則となつている。

越勘は、前司の公文が未勘である場合に必要となる措置である。このため、⑳・㉑・㉒文書に見られるように、前司の怠慢によって当任の功績が不当に損なわれることを防ぐ、という前司・後司間の責任の分離が越勘申請に際しての常套句となつているようである。前述の『三代格』巻十二・寛平九年六月十九日太政官符や『要略』巻五十七・承平七年五月五日太政官符には、勘会される公文と実態との乖離や、未納の責任の所在が曖昧になることが指摘されているものの、このような前司・後司間の責任の分離という理念は明記されていない。しかしこれは、調庸弁済における前司・後司間の責任の分離を打ち出した『三代格』巻五・仁和四年（八八八）七月二十三日太政官符に見える藤原保則解状以来一貫したものであった。なお、後出の㉑・㉒文書に見えるように、越勘は前司一人を対象としたのではなく、生存している場合は前々司以前も含めて広く前任を対象とすることが可能であった。

なお、『左経記』長元七年（一〇三四）七月二十三日条には、前司が配流された際に、死亡した場合に准じて勘出を許可すべきであると説を載せるが、『符宣抄』第八・長元七年七月十五日太政官符では

結局越勘を行うこととされている。また『符宣抄』第八・長元九年（一〇三六）八月三十日太政官符でも、勘出ではなく越勘を許可していることから、基本的に前任の死亡以外を理由とした勘出は行わないという方針が窺える。

越勘が許可されたとしても、前司以前の欠失・未納分の填納という問題が残された。先に述べたとおり、越勘はあくまで当任の公文勘会を先に行うものであつて、前司以前の公文の勘会と、欠失・未納分の填納の義務は免除されなかつた。先に言及した『三代格』巻十二・寛平九年六月十九日太政官符および『要略』巻五十七・承平七年五月五日太政官符では、旧帳を勘会して填納すべきものがあれば、「新帳」即ち当任の公文に追徴すると述べられている。

また、『北山抄』巻十・吏途指南（勘済前任公文事）に載せる天徳三年（九五九）宣旨には、前司以前の税帳勘会に関する填納の義務について記載する。この宣旨は越勘に直接言及したのではなく、前任の公文を勘会する場合の当任の義務を規定している。同宣旨は、勘会の際に、税帳に「春米・例交易等料」として支出の記載があるにも関わらず、勘会を行う主税寮から主計寮に問い合わせた結果、その事実が確認できない場合には、実際の支出はなかつたものとみなされ、当任の税帳の填納による収入項目に、支出額と同額の収入を記載することとで、その国における帳簿上の収支を相殺する措置を規定している。この宣旨は、前任の公文を勘会する際に、春米や例交易といった中央へ貢納すべき項目の経費の確認を厳密にするもので、同じく『北山抄』巻十・吏途指南（勘出事）に見える「天徳起請」と同一視される。同起請では、交替に際して春米・例交易を勘出せず、後任国司に填納させることを規定している。これにより、後任国司による填納という

形式で、帳簿上の収支を相殺する措置が生まれたのであろう。この天徳三年宣旨（天徳起請）については、前任の公文を勘会する際の、後任国司の義務を限定したものと見る見解もある。

同宣旨に続けて、越勘した場合に考えられる措置について藤原公任の注釈が付されており、以下のように説明されている。当任が自らの公文を勘会しようとする場合に、越勘宣旨によって前司の公文を保留するとしても、前司を含む前任の公文を勘済する義務自体が免除されることはない。しかし、旧帳は古いものから勘会するという原則に従うため、前司以前の公文に未勘のものが多い場合には、それらは宣旨に述べる通りに、春米・例交易等の正税支出について、当任の任中に填納したこととして当任の税帳に記載し、これをもって勘済とするのである。公任の注釈は宣旨の規定が越勘にも適用されることを確認している。

さらに、尊経閣文庫永正本『北山抄』裏書「越勘事」には、前司に未勘の公文がある場合は、後司は前任のうち現在生存している者の公文を除いて、その前後で既に死亡している者の公文について宣旨により勘会するとある。これは、旧帳を勘会する際に越勘宣旨によって生存者の公文を保留する手続きである。同史料に付された割注には、さらに次の国司（後々司）が公文を勘会する時に、後司が越勘した当時生存していた者の保留された公文について、後々司が勘会する前にそれらの者が死亡したなら、その公文について勘出の宣旨を下すべきかとしている。

本文書の位置づけと機能の検討に移ろう。本文書は主計寮の勘文であり、その内容は、越勘の申請があった公文について、勘済されているかどうかを確認して答申するというものである。越勘を許可するま

での一連の手続きの中にあつて、本文書は、主計寮が越勘申請の対象とされた時期の税帳を除く公文について勘済の有無を確認し、申請が適正なものであるかを報告するものである。②文書に見られるように諸国司から越勘の申請がなされると、弁官の指示により本文書及び⑱・⑲文書のような形で、主計寮・主税寮による前司以前の税帳その他の公文についての勘済の有無の点検がなされ、その結果に基づき越勘の許可が出されたと考えられる。なお、前述の『北山抄』などの記述から、越勘の許可は宣旨の形式で下されるものとの認識が窺える。その実例は⑳・㉑文書に見られるが、先に掲げた『符宣抄』所載の長元七年七月十五日太政官符・長元九年八月三十日太政官符などから、民部省への太政官符も発せられていたことがわかる。㉒文書では、越勘を申請する解文の中で「下宣旨於所司」とあり、同様の文言が越勘関係の文書に多く見られる。民部省および主計寮・主税寮に対して越勘を指示する宣旨が発給されたことは確実であるが、さらに同じ指示を伝える太政官符が発給されていたようである。

#### 【関連史料】

『北山抄』卷十・吏途指南（勘済前任公文事）、『三代格』卷十二・寛平九年六月十九日太政官符、『要略』卷五十七・承平七年五月五日太政官符、『符宣抄』第八・越勘事

#### 【参考文献】

北條秀樹「文書行政より見たる国司受領化」（『日本古代国家の地方支配』吉川弘文館、二〇〇〇、初出一九七五）、寺内浩「大帳・正税帳制度の解体」（『受領制の研究』塙書房、二〇〇四、初出一九九四）、

玉井力「十・十一世紀の日本」(『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇、初出一九九五)、鈴木一見「勘出の申請と出雲国正税返却帳」(羽下徳彦編『中世の社会と史料』吉川弘文館、二〇〇五)、玉井力「勘出考」(『日本歴史』七二〇、二〇〇八)

(古田 一史)

### ⑰主税寮勘文

主税寮〈解由續文如何<sup>(1)</sup>〉

勘前美作介従五位下橘朝臣則隆解由事

右官宣、件則隆任中税帳勘済不足之由、宜勘申者。<sup>(3)</sup> 檢案内、前司任終<sup>(4)</sup>

長保五年、當任寛弘二三并四ヶ年税帳未勘畢。仍勘申。<sup>(5)</sup>

寛弘五年十二月廿九日 少属秦連理<sup>(6)</sup>

權少允

### 【書き下し】

主税寮〈解由続文如何<sup>(1)</sup>〉

前美作介従五位下橘朝臣則隆の解由を勘ずる事

右官宣すらく、件の則隆任中税帳勘済不足の由、宜しく勘申すべし、

てへり。案内を檢ずるに、前司任終長保五年、當任寛弘二三併せて四

ヶ年の税帳未だ勘畢せず。仍て勘申す。

寛弘五年十二月廿九日 少属秦連理<sup>(6)</sup>

權少允<sup>(8)</sup>

### 【註】

(1) 解由続文如何 本文書は越勘続文としておさめられているものの、

内容は解由を得た橘朝臣則隆の正税帳の勘済を太政官が調べさせ

たものであり、越勘とは無関係である。この書き込みもそのこと

と関係するものと考えられるが、この書き込みが編者三善為康に

よるものか後人によるものかは未詳である。

(2) 如何 諸本ともに草書体で書かれており前後の文字と字体が異なるため、追筆の可能性がある。

(3) 橘朝臣則隆 橘好古の孫、橘敏政の子に当たり、橘氏氏長者を務めた。美作介になる以前は藏人、式部丞、右衛門尉などを歴任した。寛弘五年には敦成親王(後一条天皇) 別当となり(『御産部

類記』不知記寛弘五年十月十六日条)、長和三年(一〇一四)に

美作守、寛仁元年には五節舞姫を献じた(『小右記』寛仁元年

〔二〇一七〕十月四日条)。同年から但馬守として見え、最終的に

正四位下まで昇った。『小右記』治安三年(一〇二三) 六月五日

条に故但馬守とみえることから、このあたりで卒去したことがわ

かる。則隆は当時撰関家家司が多く任官された美作国の受領とし

### 【校訂註】

(1) 文…「又」「文」と朱傍書(伴)

(2) 則隆…「清則隆」「清」に抹消符あり(伴)

(3) 隆…脱(底・葉・紅・東)、脱「隆」を補(伴)

(4) 宜…脱「宜」を朱補(伴)

(5) 檢…「檢」「謹」を朱補(伴)、「謹檢」(大)

(6) 内…欠(紅)

(7) 終…「修」「終歟」と傍書(葉、「修」(紅)

(8) 帳…脱「帳」を補(東)

(9) 奏…「奉」「奏」と朱傍書(伴)

て見えるほか、のちの後一条天皇家別当を務めたり、五節舞姫を献上したりと、撰閔家との関係が深かったことが伺える。

- (4) 不足 「勘済不足」という表現では意味が通らないため、おそらく元は⑬・⑭文書に「勘否」とあるように、「勘済否」であった可能性がある。なお⑮文書にも「勘済不足」とある。

- (5) 前司 美作国の前司としては、長保五年に播磨守に転じた源経房（補任）寛仁二年頃）が見えるが、経房は長保三年から藏人頭として見えている（『小右記』長保三年十月七日条）。また『御産部類記』不知記寛弘五年十月十六日条には後司である美作守源朝臣頼定、美作権守藤原朝臣公信、美作介藤原朝臣泰通がそろって敦成親王家別当としてみえる。

- (6) 寛弘二三 本文に「并せて四ヶ年の税帳」とあるため、諸本ともに「元」の文字が漏れていると思われる。

- (7) 少属秦連理 寛弘六年（一〇〇九）正六位上、権少允に任ぜられた秦宿祢連理がこの人物に当たるか（『成文抄』）。

- (8) 権少允 寛弘三年（一〇〇六）に主税権少允正六位上に任ぜられた錦宿祢雅頼が当たるか（『成文抄』）。

### 【文書の位置づけ・機能】

本文書は、美作介であった橘則隆の交替に際し、太政官（弁官）が主税寮に正税帳勘済の有無を調べさせたもので、主税寮は則隆の担当分である長保五年（一〇〇三）から寛弘三年（一〇〇六）までの四年間の正税帳の勘済が済んでいないことを報告している。

国司の交替から功過定まではおおまかに二つの流れがあり、ひとつは後司との間での交替政を経て解由が発給され解由を弁官に提出する

という流れであり、もうひとつは主計・主税寮などの公文勘会から功過定に至る流れである。本文書は後司との間での交替政によってその状況に合わせた解由状（この時期にはいわゆる式解由が発給されることはほぼなくなり、不与解由状が与えられるようになる）が発給された後の手続きの一部として理解することができる（なお解由発給の詳細は①～⑤文書参照）。

解由発給後については『北山抄』卷十・吏途指南解由事や③文書でも詳細に述べられている。太政官に提出された解由は、まず主計寮・主税寮の二寮に下され、調庸惣返抄を請けているか、また正税帳の勘済がなされているかを確認し、『群載』卷二十八のような統文を作成して解由の端に加え、さらに延暦寺三宝返抄を加えて弁官に申請し、それらの文書を受け取った上卿が関係諸司へと解由を下すという手続きを踏む。本文書冒頭の「〈解由統文如何〉」は、③文書に見える「先下主税寮、令成統文」や『群載』卷二十八にまとめられた統文を指すものと考えられ、本文書は前後の文書と共に越勘統文としておさめられてはいるものの、越勘ではなく解由を得てから功過定までの一連の手続きの中で理解する必要がある。

おそらく、すでに勘済が済んでいた場合には『群載』卷二十八に載せられている統文が二寮により作成され功過定への手続きが進められ、勘済が済んでいない場合は本文書のようにその旨を勘申する文書が作成されたのであろう。そして本文書が出された場合には、『北山抄』が述べるような恩詔の統文が作成され、勘済が済んでいないものについて国司の過失か否かを調べた上で、『延喜交替式』131条が述べる調庸惣返抄のない場合の解由と同じように、解由が返却されたものと思われる。

【関連史料】

『北山抄』 卷十・史途指南（解由事）、③文書、『群載』 卷二十八・主  
税解由続文

【参考文献】

福井俊彦『交替式の研究』（吉川弘文館、一九七八）、佐々木恵介「撰  
関期における国司交替制度の側面」、『日本歴史』四九〇、一九八  
九）

（武内 美佳）

⑱主計寮越勘続文

主計寮

勘前出羽守橘朝臣行房任帳未勘事

右官宣、件行房任帳勘否之由、宜勘申者。檢文簿、前前司守源兼長任  
終天喜五、次守源濟頼任康平元二三四五、次守高橋明頼任治曆四、次  
守大江親経任延久元二三四五、并十二箇年帳未勘。仍勘申。

承暦四年十二月廿二日

算師菅野

小允兼中宮大属安倍

頭兼竿博士紀伊守小槻宿祢

大属樗井

【校訂註】

- (1) 官…「官官」〔下の「官」に抹消符〕（東）
- (2) 長…欠（紅）、脱〔長〕を補（東）
- (3) 濟…「清」〔濟〕と傍書（伴）
- (4) 橋…「橋」〔橋〕と傍訂（伴）

(5) 箇…「十」〔ケ〕と傍訂（伴）

(6) 承…「永」〔底・葉〕、「承」〔承〕と傍訂（伴）

(7) 宮…欠〔底・葉〕、華〔紅〕、「善」〔東〕、華〔宮〕と傍書（伴）

(8) 安倍…「安」〔底・葉〕、「長」〔東〕

(9) 竿…「管」〔底・葉・東〕

(10) 樗…「樗」〔標〕と傍書（伴）

【書を下へ】

主計寮

前出羽守橘朝臣行房の任帳の未勘を勘する事

右官宣すらく、件の行房の任帳勘否の由、宜しく勘申すべし、てへり。  
文簿を檢するに、前前司守源兼長の任終天喜五、次の守源濟頼任康平  
元二三四五、次の守高橋明頼の任治曆四、次の守大江親経の任延久  
元二三四五、并せて十二箇年の帳未だ勘せず。仍て勘申す。

承暦四年十二月廿二日

算師菅野

小允兼中宮大属安倍

頭兼竿博士紀伊守小槻宿祢

大属樗井

【註】

- (1) 橘朝臣行房 出自・生没年未詳。承保二年（一〇七五）閏四月七  
日に、出羽守を拜任する（⑳文書）。承暦三年（一〇七九）七月二  
十五日辞任する（『為房卿記』同日条）。永保元年（一〇八一）十  
二月十七日の受領功過定において出羽帳が読まれる（『帥記』同  
日条）。
- (2) 任帳「当任帳」の略。主計寮において越勘の対象となる具体的

な帳簿については、『符宣抄』第八・寛弘七年十二月官符に引用された国司の奏状によれば、大帳・調帳・義倉帳、調庸惣返抄については既に終わっているが、租帳・出挙帳・税帳についてはまだなので越勘を認めてほしい旨が記されていることから、主計寮では、大帳・調帳・義倉帳、調庸惣返抄等が該当するものと考えられる。

- (3) 源兼長 生没年未詳。平安後期の歌人。本名重成。醍醐源氏、右馬権頭道成の男。藏人、右兵衛佐、備前・讃岐の国司を歴任。正五位下に至る。本史料からも伺われるように前九年合戦中である天喜五年（一〇五七）に出羽守に任じられているが、兵力、兵糧の欠乏を訴えた源頼義の奏上によれば、「敢無糾越之心」と糾弾されており、朝廷によって源済頼に出羽守を交替させられている（『扶桑略記』天喜五年十二月二十五日条、『陸奥話記』）。

- (4) 源済頼 生没年未詳。平安後期中の高級貴族。清和源氏。満政の孫忠隆の子。母は藤原景齊の女。出羽・出雲守、左兵衛尉、左衛門尉を歴任。源兼長に代わって出羽守となるも、「無征伐之心」として安部貞任の追討に非協力的であった（『陸奥話記』）。

- (5) 高橋明頼 未詳。『群載』巻九・寛治三年（一〇八九）正月二十三日付検非違使申文の「高橋明頼」と同一人物か。
- (6) 大江親経 大江忠度の男。親継とも。出羽守、従五位下（『大江氏系図』）。

- (7) 中宮大属安倍 承保三年（一〇七六）九月三日に中宮大属安倍と見える（東南院一―一三二）。

- (8) 小槻宿祢 孝信。『水左記』承暦元年（一〇七七）十二月二十一日条と「嚴島神主佐伯景弘解」（平一補一一〇）の承暦四年部分

に紀伊守、『群載』巻八・承暦四年（一〇八〇）十月二十八日に従四位下・主計頭・算博士・紀伊守と見える。平安中期の官人で、左大史貞行の男。永承承保（一〇四六―七七）にかけて五位の左大史として見え、その後は主計頭算博士として活躍し、従四位上まで昇った。応徳三年（一〇八六）九月十五日に七十歳で没した。

#### 【文書の位置づけ・機能】

本文書については、<sup>19</sup>文書【文書の位置づけ・機能】を参照。

#### 【関連史料】

『符宣抄』第八・正暦五年十二月二十九日官符、寛弘七年十二月官符、長元七年七月十五日官符、長元九年八月三十日官符

#### 【参考文献】

鈴木一見「勘出の申請と出雲国正税返却帳」（羽下徳彦編『中世の社会と史料』吉川弘文館、二〇〇五）、玉井力「勘出考」（『日本歴史』七二〇、二〇〇八）

（井上 翔）

#### <sup>19</sup>主税寮越勘続文

主税寮

勘出羽國解文事

請殊蒙 天恩因准傍例被下

五、次守源済頼任康平元二三四五、次守高橋明頼任治暦四、次守大

江親経任延久元二三四五、并十二箇年公文状

右官宣、件國申請、兼長・濟頼・明頼・親経等任中公文勘済不足<sup>(7)</sup>。明  
宜勘申者。檢案内、源兼長任終天喜五、次守源濟頼任康平元二三四五、  
次守明頼任治曆四、次守大江親経任延久元二三四五、并十二箇年税帳<sup>(14)</sup>  
未勘弁。仍勘申。

承曆四年十二月十三日 算師惟宗<sup>(15)</sup>

權少允神服<sup>(16)</sup>  
權少属息長

【校訂註】

- (1) 宣旨：闕字せず（伴）
- (2) 濟：「清」「濟」と傍訂（伴）
- (3) 橋：「橋」「橋」と傍訂（伴）
- (4) 請：「清」「請」と傍書（伴）
- (5) 濟頼：「頼任」（底・葉・紅・東）、「頼任」「任」を抹消（伴）
- (6) 公：欠（紅・東）
- (7) 足：欠（紅）
- (8) 天：「文」「天」と傍訂（伴）
- (9) 喜：欠（紅）
- (10) 濟：「清」「濟」と傍書（伴）
- (11) 明頼：「明頼」「上に」「高橋」を補（伴）
- (12) 四：「日」（紅）
- (13) 二：「一」（紅・東）
- (14) 帳：欠（紅）、脱「帳」を補（伴）
- (15) 承：「永」（底・葉・紅・東）、「永」「承」と傍訂（伴）

- (16) 允：「允」「允」と朱傍書（伴）
- (17) 服：「服」「服」と傍書（伴）

【書き下し】

主税寮

出羽国の解文を勘する事

殊に 天恩を蒙り傍例に因准し 宣旨を所司に下され、前前司源兼  
長の任終天喜五、次の守源濟頼の任康平元二三四五、次の守高橋明  
頼の任治曆四、次の守大江親経の任延久元二三四五、并十二箇年の  
公文を越勘せられむことを請ふ状

右官宣すらく、件の国申し請ふ、兼長・濟頼・明頼・親経等の任中公  
文勘済不足す。明かに宜しく勘申すべし、てへり。案内を檢ずるに、  
源兼長の任終天喜五、次の守源濟頼の任康平元二三四五、次の守明頼  
の任治曆四、次の守大江親経の任延久元二三四五、并せて十二箇年の  
税帳未だ勘弁せず。仍て勘申す。

承曆四年十二月十三日 算師惟宗<sup>(15)</sup>

權少允神服  
權少属息長

【註】

- (1) 税帳 正税帳のこと。主税寮において越勘の対象となる具体的な帳簿については、『符宣抄』第八・正曆五年（九九四）十二月二十九日官符、寛弘七年十二月官符において、租帳・出挙帳・税帳等の越勘を求める奏状が引用されていることから、これらが該当するものと考えられる。ただし、正曆五年官符は税帳のみの越勘を認める

官符であり、帳簿ごとに越勘の可否が定められていたものと考えられる。

### 【文書の位置づけ・機能】

越勘とは、国司交替において、当任国司が公文の勘済に際して、前任国司の公文が未勘であった場合、勘済出来ないため、一時的に前任国司の公文勘会を止めて当任国司の公文勘会を先にするをいう。

その手続きにあたっては、①まず当任国司によって、前任国司の懈怠によって公文勘会が出来ないため、越勘を許可してほしい旨の解文が太政官に提出される(②文書)。②次に太政官によって先例に従って越勘が認められると、弁官局を通じて所司に対して越勘を行うように宣旨が下される(③文書)。③そして、宣旨が下された所司(主計・主税寮)では越勘によって当任の公文から勘会が行われるという順序が想定される。この他に『符宣抄』第八に民部省に宛てた越勘官符が確認されているが、宣旨との関係については不詳。

本勘文がこの過程の中でどのように位置付けられるかが問題となる。主計・主税寮の二勘文については、太政官から同国の公文勘済の有無を尋ねられ「未勘」と答えており、これは、出羽国司が越勘の申請をしたので、その内容の虚実を主計・主税二寮に確かめるように命じたものと考えられ、①と②の間に位置付けられるものと考えられる。出羽国解が前年の七月であるので、一年以上掛かっているのは不審に思われるが、勘文の提出が十二月であって、太政官による調査命令はこれ以前に出されていたものと考えられる。この後、②・③の手続きに移り、受領功過定に入ると考えられ、永保元年(一〇八一)十二月に受領功過定において出羽帳が読まれていることから考えても、時系列

は合うものと考えられる。

### 【関連史料】

『符宣抄』第八・正暦五年十二月二十九日官符、寛弘七年十二月官符、長元七年七月十五日官符、長元九年八月三十日官符

### 【参考文献】

鈴木一見「勘出の申請と出雲国正税返却帳」(羽下徳彦編『中世の社会と史料』吉川弘文館、二〇〇五)、玉井力「勘出考」(『日本歴史』七二〇、二〇〇八)

(井上 翔)

### ②越勘宣旨

越勘宣旨二通

應越勘隱岐國前々司藤原朝臣親通任終寛弘六、次守藤原朝臣實雅任同七八長和元并四箇年公文事

右彼國去九月十日奏狀稱、謹檢案内、前々司實雅朝臣以寛弘七年正月拜任、以長和三年正月得替解任。任中公文未勘。仍雖加催、空送八箇年、遂無心勘済。抑諸國公文勘畢有期、格條已存。何況、得替之後二箇年。此内可勘公文之由、新制是重。憲法不全、如忘朝章。爰、時重任中、調庸殊勳忠勤、追年究済。而、依前々司實雅懈怠、更可失當任之殊功。望請 天裁。因准傍例、被下 宣旨於諸國司、將越勘件年公文者。右中弁藤原朝臣章信傳宣、權大納言藤原朝臣頼宗宣、奉 勅依請者。

治安元年十二月十六日 左大史坂合部 奉<sup>21</sup>

【校訂註】

- (1) 弘…「仁」(底・葉・紅・東)、「仁」〔和〕と傍訂(伴)
- (2) 八…脱(底・葉・紅・東)、脱〔八〕を補(伴)
- (3) 并…「弁」〔并〕と傍書(伴)
- (4) 弘…「仁」(底・葉・紅・東)、「仁」〔和〕と傍書(伴)
- (5) 任…脱〔任〕を補(東)
- (6) 任…「々」〔任〕と傍訂(伴)
- (7) 中…「官」(紅・東)、「官」〔中〕と傍訂(伴)
- (8) 抑…「柳」〔抑〕と傍書(伴)
- (9) 期…「勘」〔期〕と傍訂(紅)
- (10) 此…「卅」〔此〕と傍書(伴)
- (11) 憲…「慮」〔憲〕と傍書(伴)
- (12) 如…「加」〔如〕と傍訂(伴)
- (13) 忘…「忌」〔忘〕と傍書(伴)
- (14) 忠…「中」(底・葉・紅・東)、「中」〔忠〕と傍書(伴)
- (15) 追…「迢」〔追〕と傍書(伴)
- (16) 任…欠(紅)
- (17) 天裁…闕字せず(紅・伴)
- (18) 宣旨…闕字せず(葉・紅・東・伴)
- (19) 國…「国」〔抹消符あり〕(伴)
- (20) 史…「吏」(伴)
- (21) 〔奉〕…脱(底)、「奉」〔次行にあり、細字とせず〕(紅)、「奉」〔細字とせず〕(東)、「奉」〔次行行頭抹消、〔奉〕と朱訂〕(伴)

【書き下し】

越勘宣旨二通

応に隱岐国前々司藤原朝臣親通の任終寛弘六、次の守藤原朝臣実雅(1)の任同七八長和元并せて四箇年の公文を越勘すべき事(2)

右彼の国去る九月十日の奏状に備へらく、謹みて案内を検ずるに、前々司実雅朝臣は寛弘七年正月を以て拜任し、長和三年正月を以て得替解任す。任中の公文未だ勘せず。仍て催しを加ふると雖も、空しく八箇年を送り、遂に勘済を心する無し。そもそも諸国の公文、勘畢するに期有るは、格条已に存す。何ぞ況むや、得替の後二箇年あり。此の内に公文を勘すべきの由、新制是れ重し。憲法全くせず、朝章忘るるがごとし。爰に、時重の任中、調庸殊に忠節を励み、年を追ひて究済す。而るに、前々司実雅の懈怠に依り、更に当任の殊功を失ふべし。望み請ふらくは、天裁を。傍例に因准し、宣旨を諸国司に下され、將に件の年の公文を越勘せむことを、てへり。右中弁藤原朝臣章信伝宣すらく、権大納言藤原朝臣頼宗宣すらく、勅を奉るに請ひに依れ、てへり。

治安元年十二月十六日 左大史坂合部〔奉る〕

弁<sup>11)</sup>

【註】

- (1) 藤原朝臣親通 藤原棟用の子で、藤原周道ともいう〔分脈〕。寛弘元年(一〇〇四)に中務丞として見え〔御堂〕・〔権記〕寛弘元年十一月二十七日条)、本文書にあるとおり、寛弘六年(一〇〇九)まで隱岐守を務めた。その後、寛仁元年(一〇一七)に、山陵使を務めた「周道朝臣」がおり〔左経記〕寛仁元年十二月

- 十八日条)、同一人物だとすれば、このときは存命であった。
- (2) 藤原朝臣実雅 本文書により、寛弘七年(一〇一〇)から長和二年(一〇一三)まで隠岐守を務めたこと以外は未詳。
- (3) 々 前司である実雅に対して、「前々司」としており、不審。
- (4) 格条 諸国が公文を中央に進上する場合には、種類ごとに期限があった。正税帳の場合は、二月末が期限とされた。寛平六年(八九四)九月二十九日官符(『三代格』卷十二)では、正税帳の勘会を期限内に行わないことが横行しており、その網紀引き締めが目指された。その後も、寛平八年十一月二十日官符(『三代格』卷十二)・延喜五年(九〇五)十二月二十九日官符(『三代格』卷十二)など、四度公文を期限通りに進上することを命じる官符が出されている。こうした格を漠然とさすものか。
- (5) 新制 長徳元年(九九五)十二月官符(『文粹』卷六・168「請被殊蒙天恩依遠江国所济功并成業劳拜任美濃加賀等国守闕状」)に、「去任之吏、二箇年中、不究济公事之輩、其子不得叙用」とあり、交替後二年以内に勘会を済まさない場合には、その子どもも含めて再任しないことが規定された。また、『権記』長徳四年八月十六日条にも長徳元年と同趣旨の新制が見える。本文書における新制もこれを指すものか。
- (6) 時重 藤原時重か。藤原時重は、長保三年(一〇〇一)四月二十日に賀茂祭の藏人所陪従となったことが見える(『権記』同日条)。その後は諸国の受領を歴任したようで、姓を欠くが、本文書より、前司にあたる藤原実雅のあと、長和三年(一〇一四)から治安元年(一〇二二)まで八年間重任して隠岐守にあった。万寿二年(一〇二五)には、能吏だったらしく、治国を理由に従五位上に

叙せられている(『小右記』万寿二年十月二十一日条)。さらに、長元四年(一〇三二)に下総守に任じられた(『左経記』長元四年六月二十七日条)。また、『今昔』などに上総守藤原時重という人物が見える。

- (7) 諸国司 「諸国司」では文意が通らない。①・②文書では、同様の箇所が「諸司」となっており、本文書でも「国」字を除いた「諸司」あるいは「所司」が本来であったと類推される。
- (8) 藤原朝臣章信 藤原知章の子(『分脈』)、文章生より出身し、寛仁四年(一〇二〇)には、左衛門権佐に加えて、正月三十日に左少弁、二月五日に五位藏人を兼ねて、三事兼帯の榮に浴した。十一月二十九日にはさらに右中弁に転任し、万寿二年に権左中弁に任じられた(『弁官補任』寛仁四年・万寿二年)。
- (9) 藤原朝臣頼宗 藤原道長の子、母は源明子で頼通の異母弟。治安元年(一〇二二)七月二十五日に中納言より権大納言に任じられ、永承二年(一〇四七)に内大臣に転じた(『補任』治安元年条・永承二年条)。
- (10) 左大史坂合部 坂合部貞致、『小右記』治安元年(一〇二二)十一月十日条に「史坂合部貞致」とあり、十二月九日条に「右大史貞致」と見えることから右大史か。また、本文書と同日の十二月十六日条にも「史貞致」と見える。
- (11) 弁 一般的に、下弁官官旨では史に筆録させた弁の署名はなされず、本文書同様に越勘官旨である②文書にもなされていない。

#### 【文書の位置づけ・機能】

越勘については、⑩文書の理解によるが、公文勘会にあたって当任

の国司からの申請によって、前任者以前の勘会を棚上げし、当任者の勘会を先に行うことを言う。越勘に際しては、国司からの願い入れが許可されると、民部省に対する官符が発給された。これとは別に、民部省をはじめとする関係官司に対して、越勘が許可されたことを伝える宣旨（越勘宣旨）も発給された。本文書は、この宣旨にあたる。

前司である藤原実雅は、自身が責任を負うべき前々司藤原親通の任終年から任期三年目までの公文の勘会を済まसानかった。後任の時重は、実雅に対して公文勘会をすませるよう督促していたが、当任中の八年間、ついに勘済することがなかった。そこで、実雅の四年分の公文を越勘して当任時重の八年分の公文を先に勘会することを隠岐国が申請した。この申請が許可された旨を伝達する宣旨として本文書が出された。

隠岐国からの越勘を請う理由として、前任者の失政によって現任者の功績が失われてしまう点が述べられているが、これは①・②文書など他の越勘申請でも言及される常套句であった。北條秀樹氏は、こうした論理を仁和四年（八八八）七月二十三日太政官符（『三代格』巻五）に見える藤原保則の主張と論調を同じくするものの、調庸惣返抄の成立によって、論点となるものが調庸未進から公文勘会へと移行している指摘していた。

また、本文書中の奏状では、交替後二年以内の勘会を定めた長徳元年（九九五）十二月官符の内容が確認されており、佐々木宗雄氏は二年という期限が空文ではなく受領を規制していたと指摘している。

### 【関連史料】

『三代格』巻五・仁和四年七月二十三日太政官符、『文粹』巻六・168

「請被殊蒙天恩依遠江国所済功并成業勞拜任美濃加賀等国守闕状」、  
『権記』長徳四年八月十六日条

### 【参考文献】

北條秀樹「文書行政より見たる国司受領化」（『日本古代国家の地方支配』吉川弘文館、二〇〇〇、初出一九七五）、玉井力「受領巡任について」（『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇、初出一九八一）、佐々木宗雄「十〜十一世紀の受領と中央政府」（『日本王朝国家論』名著出版、一九九四、初出一九八七）

（櫻 聡太郎）

### ② 越勘宣旨

應令越勘前前司平維盛任終康平五、次守源成任同六七治暦元二、次守藤原季経任同三四延久元并八箇年公文事<sup>(1)</sup>

右得前駿河守正五位下平朝臣昌綱去十月廿八日奏状備、謹檢案内、此國凋弊難治之境、其一也。而莅境之始、強廻治術、調庸租稅合期進済<sup>(4)</sup>。當任公文之處、前司依懈怠、忘當任之勤。如此國、前司未勘時、蒙越勘<sup>(7)</sup>宣旨、勘済公文、先跡已存、不違毛舉<sup>(8)</sup>。望請<sup>(9)</sup>天恩。因准傍例、被下<sup>(10)</sup>宣旨於所司、越勘<sup>(11)</sup>件々公文者。左少弁藤原朝臣通俊傳宣、權中納言源朝臣資綱宣、奉<sup>(12)</sup>勅依請者。

承保二年十二月廿日 右少史惟宗

奉<sup>(22)</sup>

### 【校訂註】

(1) 并…「年」（葉・東）、「二并」（大）

(2) 行間・頭書に「維盛康平二三四五」「成任康平六七治暦元二」「季

- 經治曆三四延久元二」と記す(葉・東)
- (3) 正…「延正」(紅)、「延正」〔延〕を抹消(東)、「延正」〔正]の下に「正」を朱補(伴)、「延正正」〔延正〕を衍字とする(大)
- (4) 弊…「幣」(底・葉・伴)
- (5) 莅…「莅」(伴)
- (6) 租…「租」(底・紅)
- (7) 公…「公」〔云〕と朱傍訂(伴)
- (8) 之…脱(東)
- (9) 忘…「忘」〔忘〕と傍書(伴)
- (10) 宣…闕字せず(葉・紅・東・伴)
- (11) 旨…「召」〔旨〕と傍訂(伴)
- (12) 跡…欠(紅)
- (13) 遑…「逞」〔遑〕と傍書(伴)
- (14) 天恩…闕字せず(伴)
- (15) 被…脱(底・葉)
- (16) 宣旨…闕字せず(紅・東・伴)
- (17) 勅…「功」〔勅〕と傍書(伴)
- (18) 年々…欠(紅)
- (19) 俊…「後」〔俊〕と朱傍書(伴)
- (20) 勅…闕字せず(東)
- (21) 二…「三」(葉)
- (22) 奉…細字にする(大)

【書き下し】

応に前々司平維盛の任終<sup>(1)</sup>康平五、次の守源成任の同六七治暦元二、  
次の守藤原季経の任同三四延久元并せて八箇年の公文を越勘せしむ  
べき事

右前駿河守正五位下平朝臣昌綱の去る十月廿八日の奏状を得るに備へ  
らく、謹みて案内を検するに、此の国は凋弊難治の境、其の一なり。  
而るに境に莅むの始め、強ちに治術を廻らし、調庸租税合期進濟す。  
<sup>(5)</sup> 当任公文の処、前司の懈怠に依り、当任の勤めを忘る。此くのごとき  
の国、前司未勘の時、越勘の 宣旨を蒙り、公文を勘濟すること、先  
跡已に存し、毛拏するに違あらず。望み請ふらくは 天恩を。傍例に  
因准し、 宣旨を所司に下され、件の年々の公文を越勘せむことを、  
てへり。左少弁藤原朝臣通俊伝宣すらく、権中納言源朝臣資綱宣すら  
く、 勅を奉るに請ひに依れ、てへり。

承保二年十二月廿日 右少史惟宗 奉る

【註】

- (1) 平維盛 康平五年(一〇六二)までの駿河守。葉室本・東山本の  
行間・頭書の記述は平維盛・源成任・藤原季経の駿河守としての  
任期を記していると考えられ、これを信じれば康平二〜五年が任  
期となるが傍証史料はない。平正度の子。『太神宮諸雜事記』治  
暦三年(一〇六七)十二月日条に「駿河前司平惟盛朝臣」と見え  
るように、駿河守であったことは諸史料から確認できる。承暦四  
年(一〇八〇)四月二十二日に行われた直物では小除目が行われ  
ているが、そこでの申文の中に「維盛」がみえる。これが平維盛  
であるならば承保二年(一〇七五)段階では存命になる(『帥  
記』同日条)。

- (2) 源成任 康平六年〜治暦二年の駿河守。源信成の子。『東大寺文書』(『大日古』東大寺文書六一二六〇)の治暦三年閏正月二十日官宣旨所引の治暦二年十二月二十七日駿河国解状に「守源朝臣成任」とみえる。この文書は東大寺側の先例違反が原因で源成任が東大寺に対する封戸調庸進済を完了できず、公文勘済できない状況を示している。さて封戸物の進済が完了すると封主は国司に惣返抄を發行するが、十一世紀後半の東大寺の惣返抄は国司任期にあたる四年、八年ごとに發行されることが多い。ただし惣返抄は必ずしも任終年の翌年に発給されるわけではない(大石直正『平安時代後期の徴税機構と荘園制』『東北学院大学論集 歴史学・地理学』一、一九七〇)。成任の駿河守としての任期はこの文書からは確かなことは言えないものの、任終年であった成任が国守の任期を終えるにあたり、惣返抄の發行を東大寺側に求める過程の中で出された解決である可能性が高い。『石清水文書』の「宮寺縁事抄臨時祭三上(自天喜至延久)」「大日古」石清水文書五所収)によると延久五年(一〇七三)三月十五日の石清水臨時祭の陪従に「前駿河守成任」とみえるが、以後の動向は不明である。
- (3) 藤原季経 治暦三年〜延久二年の駿河守。『分脈』にみえる藤原季任の子「季経」(従五位下・甲斐守)と同一人物か。
- (4) 平朝臣昌綱 「正五位下」とあるが『分脈』でも同様。本文書より駿河守としての任期は延久三年〜承保元年と判断できる。平以康の子。『承暦元年法勝寺供養記』などには承暦元年十二月十八日の法勝寺供養において堂童子の一人として「前駿河守昌綱」がみえ、駿河守であったことが諸史料から確かめられる。

- (5) 当任公文の処 「當任公文之處」では意味をなさない。あるいは「當」の上などに原文書では「勘済」などの文言があったか。
- (6) 藤原朝臣通俊 藤原経平の子。後に『後拾遺和歌集』を撰進。延久六年正月二十八日に少納言・藏人に任じられ、承保二年六月十三日に左少弁、同四年十月三日に右中弁に任じられている(『補任』永保四年条、『世紀』康和元年八月十六日条)。
- (7) 源朝臣實綱 源顕基の子。治暦四年十二月二十九日に権中納言に任じられ(『補任』治暦四年条)、承保二年当時は権中納言兼中宮大夫(『補任』承保二年条)。承暦四年八月十四日に中納言に昇進(『補任』承暦四年条、『水左記』同日条)。
- (8) 右少史惟宗 未詳。
- 【文書の位置づけ・機能】  
本文書は⑳文書と合わせ、㉑文書の一行目にある「越勘宣旨二通」を構成する。越勘の詳細は㉒文書の【文書の位置づけ・機能】を参照。平昌綱は駿河守としての任期の間に「調庸租税」を進済したが、彼以前の国司が公文を勘済していなかったため、任終年の翌年に、康平五年〜延久元年の八年分の公文の勘済を保留し、自らが勘済の義務を負う前司藤原季経の任終年からの四年分の公文を先に勘済する越勘の手續きを申請している。越勘は、まず国司(交替後は前国司)が申請し、主計寮・主税寮の点検を経て、太政官が奏上し奉勅を経て許可される。越勘許可の命令は宣旨で担当諸司に命じられ、後に太政官符が民部省・申請国司に下されたと考えられる。本文書は以上の内、㉑文書同様、越勘許可を諸司に命じた宣旨であろう。

【関連史料】

『大日古』東大寺文書六一二六〇

【参考文献】

北條秀樹「文書行政より見たる国司受領化」(『日本古代国家の地方支配』吉川弘文館、二〇〇〇、初出一九七五)、鈴木一見「勘出の申請と出雲国正税返却帳」(『羽下徳彦編』『中世の社会と史料』吉川弘文館、二〇〇五)、玉井力「勘出考」(『日本歴史』七二〇、二〇〇八)

(杉田 建斗)

②越勘解文

越勘国解

出羽国司解 申請 官裁事

請殊蒙 天恩、因准傍例、被下 宣旨所司、越勘前前司源兼長任終

天喜伍、次守源濟頼任康平元二三四五、次守高橋明頼任治暦四、次

守大江親経任延久元二三四五并拾貳箇年公文状

右謹檢案内、行房者承保二年潤四月七日、拜任當國守。着任之後、殊

廻治略、調庸租税、任中進濟。今擬勘濟公文之處、件四代吏類雖相催、

徒送年月、無心勘濟。因茲所司勘發云、非蒙 宣旨、輒難越勘者。合

期之勤、可致乖違。何依前吏之懈怠、空失當任之勤節哉。望請 天恩、

因准傍例、被下 宣旨於所司、越勘彼年年公文者、將勤當任勘濟之煩

矣。仍注事状、謹解。

承暦三年七月三日 日〈闕〉

從五位下行守橘朝臣 掾〈闕〉

介〈闕〉

【校訂註】

- (1) 出…「出」〔山城〕と朱傍書(伴)
- (2) 宣旨…闕字せず(紅・伴)
- (3) 守…「寺」〔守〕と傍書(伴)
- (4) 箇…脱〔箇〕を補(伴)
- (5) 租…「租」(底・葉・紅・東)
- (6) 因…「同」〔因〕と傍書(伴)
- (7) 所…「処」(伴)
- (8) 勘…脱(底・葉・紅・東)、脱〔勘〕を補(伴)
- (9) 宣旨…闕字せず(紅・伴)
- (10) 輒…「輔」(紅)、〔輔〕〔輒〕と傍書(伴)
- (11) 違…「遠」〔違〕と傍書(伴)
- (12) 因…「同」〔因〕と傍書(伴)
- (13) 彼…「攸」〔件〕と傍訂(伴)、「件」(大)
- (14) 勤…「勤」〔省〕と傍訂(伴)、「省」(大)
- (15) 注…欠(紅)、脱〔勒〕を補、「注」を朱補(伴)、「勒」(大)
- (16) 曆…墨書「」の中に「替」を朱書(伴)
- (17) 掾…「拯」(紅・東)

【書を下し】

越勘国解

出羽国司解し 申し請ふ 官裁の事

殊に 天恩を蒙り、傍例に因准し、 宣旨を所司に下され、前前司

源兼長の任終天喜伍、次の守源濟頼の任康平元二三四五、次の守高

橋明頼の任治暦四、次の守大江親経の任延久元二三四五并せて拾貳

簡年の公文を越勘せむことを請ふ状

右謹みて案内を検するに、行房は承保二年閏四月七日に、当国の守を拜任す。着任の後、殊に治略を廻らし、調庸租税、任中に進済す。今公文を勘済せむと擬するの処、件の四代の吏頻りに相催すと雖も、徒らに年月を送り、勘済を心する無し。茲に因り所司勘発して云へらく、宣旨を蒙るにあらずは、輒く越勘し難し、てへり。合期の勤、乖違を致すべし。何ぞ前吏の懈怠に依り、空しく当任の勤節を失はむや。望み請ふらくは、天恩を。傍例に因准し、宣旨を所司に下され、彼の年年の公文を越勘せらるれば、将に<sup>17)</sup>当任勘済の煩を勤めむとす。仍て事状を注し、謹みて解す。

承暦三年七月三日 日〈闕〉  
<sup>(一〇七五)</sup>

従五位下行守橘朝臣 掾〈闕〉

介〈闕〉

### 【註】

- (1) 越勘 ⑯文書【文書の位置づけ・機能】参照。
- (2) 源兼長 ⑱文書註(3)参照。
- (3) 源濟頼 ⑱文書註(4)参照。
- (4) 高橋明頼 ⑱文書註(5)参照。
- (5) 大江親経 ⑱文書註(6)参照。
- (6) 行房 橘行房。⑱文書註(1)参照。
- (7) 将に…むとす 「煩を勤めむ」という言い方はやや不自然に感じられ、⑬・⑭・⑮文書を参照すれば、いずれも「将に…の煩を省かむとす」という形になっているので、本文書の「勤」は「省」の誤りか。

### 【文書の位置づけ・機能】

本文書は、当任国司が前任らより累積されてきた未勘の公文を一時的に保留して先に当任の公文を勘会すること、すなわち越勘を申請する国解である。

越勘とは、国司交代の際に、任期を終えた国司(当任)が公文を勘済する際、以前の国司(前任)の公文が未勘であった場合に、前任の公文の勘会を一時的に保留して、当任の公文から先に勘会することをいう(⑯文書【文書の位置づけ・機能】参照)。

手続きの流れとしては、まず越勘を申請しようとする当任国司が本文書のような越勘国解という申請文書を太政官に提出して、その後太政官が主税寮・主計寮に前司以前の税帳などの勘済について調査を命じ、そして主税寮・主計寮が調査の結果として⑱・⑲文書のような越勘続文を太政官に出す。太政官はこれに基づいて越勘の許可を出す。すなわち⑳・㉑文書のような越勘宣旨である。

本文書において、出羽国では未勘が十二年以上続いたという現象は、やや不思議である。この時期に奥羽では、前九年合戦が永承六年(一〇五二)から始まり、ようやく康平五年(一〇六二)に治まった。その間、源兼長の任終天喜五年(一〇五七)と源濟頼の任康平元々五年(一〇五八)〜一〇六二は戦乱が原因で収穫が悪かったり行政が乱れたりして未勘を致したことが想定される。そして源濟頼の次に、康平六年に源義家が前九年合戦の功績によって出羽国守に任命された。しかし翌康平七年に源義家が朝廷に越中守へ転任することを申請した(『略記』康平六年二月二十七日条)。ただしそれが承認されたかどうかは不明である。そして次に高橋明頼の任終治暦四年(一〇六八)とその次の大江親経の任延久元々五年(一〇六九)〜一〇七三も未勘で

あった。以上のように、当任国守の橘行房が越勘を申請したのは、源兼長の任終天喜五年から大江親経の任終延久五年までの十七年間の中の十二年分であって、源義家の任康平六年から高橋明頼任終の前年の治暦三年までの五年分は言及していない。おそらく高橋明頼も天喜五年から康平五年までの未勘分について越勘の申請をして、自分の責任範囲の康平六年から治暦三年までの五年分だけを勘済したのであろう。そうすると、高橋明頼が申請した越勘の分は続いてその後任者である大江親経と橘行房の責任になる。このように出羽国において未勘が十二年以上続いたのは、前九年合戦の戦乱のほかに、前任が申請した越勘分が累積して当任の責任になったことも原因なのであろう。

#### 【関連史料】

『略記』康平六年二月二十七日条、『群載』卷二十二・③文書

#### 【参考文献】

寺内浩「大帳・正税帳制度の解体」(『受領制の研究』塙書房、二〇〇四、初出一九九四)、鈴木一見「勘出の申請と出雲国正税返却帳」(羽下徳彦編『中世の社会と史料』吉川弘文館、二〇〇五)

(安 洪賛)